

【表紙】

【提出書類】 半期報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成18年3月17日

【中間会計期間】 第8期中(自 平成17年7月1日 至 平成17年12月31日)

【会社名】 ニューディール株式会社

【英訳名】 New Deal, Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 向 田 尊 洋

【本店の所在の場所】 東京都新宿区新宿2丁目8番6号 アクシスビル3F

【電話番号】 (03)5368-5021 (代表)

【事務連絡者氏名】 取締役管理本部長 林 義 朗

【最寄りの連絡場所】 東京都新宿区新宿2丁目8番6号 アクシスビル3F

【電話番号】 (03)5368-5021 (代表)

【事務連絡者氏名】 取締役管理本部長 林 義 朗

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第6期中	第7期中	第8期中	第6期	第7期
会計期間	自 平成15年 7月1日 至 平成15年 12月31日	自 平成16年 7月1日 至 平成16年 12月31日	自 平成17年 7月1日 至 平成17年 12月31日	自 平成15年 7月1日 至 平成16年 6月30日	自 平成16年 7月1日 至 平成17年 6月30日
売上高 (千円)		1,390,299	1,445,014		3,679,646
経常利益又は 経常損失() (千円)		74,883	503,908		127,638
中間(当期)純利益又は 中間純損失() (千円)		74,278	991,358		125,170
純資産額 (千円)		3,086,114	7,063,548		3,801,206
総資産額 (千円)		3,170,998	8,587,258		4,627,835
1株当たり純資産額 (円)		4.78	47.20		5.23
1株当たり中間(当期) 純利益又は中間純損失 () (円)		0.11	9.69		0.18
潜在株式調整後 1株当たり中間純利益 (円)		0.10			0.16
自己資本比率 (%)		97.3	82.3		82.1
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)		1,190,513	3,861,255		1,861,597
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)		24,001	503,511		226,053
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)		544,000	4,155,501		1,206,000
現金及び現金同等物 の中間期末(期末)残高 (千円)		773,203	352,800		562,066
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (名)		11 ()	23 (76)		22 (60)

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 平成17年7月1日付で、株式10株を1株に併合しております。

3 第7期中間連結会計期間より中間連結財務諸表を、また、第7期連結会計年度より連結財務諸表を作成しておりますので、それ以前については記載しておりません。

4 第8期中間連結会計期間の潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり中間純損失のため記載しておりません。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第6期中	第7期中	第8期中	第6期	第7期
会計期間	自 平成15年 7月1日 至 平成15年 12月31日	自 平成16年 7月1日 至 平成16年 12月31日	自 平成17年 7月1日 至 平成17年 12月31日	自 平成15年 7月1日 至 平成16年 6月30日	自 平成16年 7月1日 至 平成17年 6月30日
売上高 (千円)	49,413	1,390,299	1,445,014	404,921	2,973,217
経常利益又は 経常損失() (千円)	368,518	74,883	432,675	684,374	129,297
中間(当期)純利益又は 中間(当期)純損失() (千円)	292,911	74,278	919,945	707,696	126,948
持分法を適用した場合の 投資利益 (千円)					
資本金 (千円)	4,636,150	6,069,850	8,528,800	5,794,450	6,401,950
発行済株式総数 (株)	290,549	644,549,000	149,654,900	576,549,000	726,549,000
純資産額 (千円)	559,221	3,086,114	7,136,739	2,461,036	3,802,985
総資産額 (千円)	1,234,956	3,170,998	8,304,611	2,871,980	3,923,090
1株当たり純資産額 (円)	1,924.70	4.78	47.69	4.26	5.23
1株当たり中間(当期)純 利益又は中間(当期)純損 失() (円)	1,312.34	0.11	9.00	2.14	0.19
潜在株式調整後1株当 り中間(当期)純利益 (円)		0.10			0.17
1株当たり中間 (年間)配当額 (円)					
自己資本比率 (%)	45.2	97.3	85.9	85.7	96.9
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	700,903			1,121,005	
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	108,141			591,887	
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	790,000			3,116,600	
現金及び現金同等物の 中間期末(期末)残高 (千円)	20,919			1,443,717	
従業員 (外、平均臨時雇用者数) (名)	7 ()	11 ()	19 (76)	9 ()	20 (60)

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

- 平成16年2月1日付で株式1株を株式1,000株に分割しておりますが、第6期の1株当たり当期純損失は期首に分割が行われたものとして計算しております。また、平成17年7月1日付で株式10株を1株に併合しております。
- 第6期、第6期中および第8期中の潜在株式調整後1株当り中間(当期)純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり中間(当期)純損失であるため記載しておりません。
- 第7期中間会計期間より中間連結財務諸表を、また、第7期事業年度より連結財務諸表を作成しているため、持分法を適用した場合の投資利益、営業活動によるキャッシュ・フロー、投資活動によるキャッシュ・フロー、財務活動によるキャッシュ・フロー及び現金及び現金同等物の中間期末(期末)残高は記載しておりません。

2 【事業の内容】

当社グループ（当社及び当社の関係会社）は、当社及び連結子会社1社（株式会社エヌディーサービス）により構成されております。

また、業務提携先の株式会社日月会、株式会社フーガ、セイユーシステムズ株式会社、株式会社ルキナ、さらに業務委託先のサンバリュウ株式会社との連携強化により事業を構築しております。

当社の企業集団は事業区分を「絵画事業」「ホットヨガ事業」「CD・DVD販売事業」「アミューズメント事業」及び「その他事業」（携帯電話コンテンツ事業、システムエンジニアリング事業、風力発電事業、不動産事業）に区分し、事業を行っております。

当中間連結会計期間における当社グループの主な事業内容の変更等は以下のとおりであります。

(1) 絵画事業

主要な事業内容等の変更はありません。

(2) ホットヨガ事業

当事業は、美容と健康を通じて社会貢献に寄与することを目的とし、米国で人気の高い「ホットヨガ」を国内に紹介する店舗を展開するものであります。従来のヨガのポーズに筋力トレーニング要素を加味し、スタジオ内の温度を約38度に保つことにより発汗作用を促すこの「ホットヨガ」は、新陳代謝促進効果や老廃物の除去等を通じ、身体強化のみならずボディメイク効果をも期待しております。

当事業は「Hot Yoga Studio ReU」（ホットヨガスタジオ・リュウ）と「Hot Yoga Salon LUBIE」（ホットヨガサロン・ラビエ）の2ブランドを擁しています。リュウは男性を含めた全対象に対して健康を訴求していき、ラビエは女性に特化して美を追究していくことを目的としております。

平成18年2月1日現在で、リュウは東京・高田馬場スタジオ、東京・五反田スタジオ、東京・青山スタジオ、東京・渋谷東口スタジオ、東京・恵比寿東口スタジオ、神奈川・横浜馬車道スタジオの6店舗を展開しております。なお、リュウの各店舗は株式会社サンバリュウにその運営を委託しております。

また、ラビエは埼玉・大宮サロン、東京・立川サロン、神奈川・横浜サロン、神奈川・本厚木サロン、千葉・千葉サロン、千葉・津田沼サロンの6店舗を展開しており、今後も東京・神楽坂サロン、東京・六本木サロン、千葉・柏サロン等ネットワークを拡張してまいります。

事業区分	事業内容	事業部門等
ホットヨガ事業	ビジネスモデル構築	当社ホットヨガ事業部
	スタジオ運営	
	スタジオ運営支援	株式会社サンバリュウ

(3) CD・DVD販売事業

主要な事業内容等の変更はありません。

(4) アミューズメント事業

主要な事業内容等の変更はありません。

(5) その他事業

携帯電話コンテンツ事業

当事業は、日本製携帯電話コンテンツを中華人民共和国（中国）ならびに中華民国（台湾）の携帯電話ユーザーに向けて提供する事業であります。

中国最大手サービスプロバイダである新浪社1社との密接な連携によって事業を進めておりますが、中国国内の価格競争により採算性に問題が起きつつあり、当事業については中止を含めて検討いたしております。

事業区分	事業内容	事業部門等
携帯電話コンテンツ事業	ビジネスモデル構築 日本製コンテンツ取り扱い契約 コンテンツのローカライズ 中国、台湾企業との交渉、契約	当社コンテンツ事業部
	コンテンツ販売	中国、台湾の提携会社各社

システムエンジニアリング事業

主要な事業内容等の変更はありません。

風力発電事業

当事業は、新エネルギーとして注目の集まる風力発電業界へ参画するものであります。

当社が取り扱う風力発電装置は、直線翼垂直水平軸型風車を用いた中型の風力発電システムで、大型プロペラ式と比較して設置場所の制約が少なく、内陸部でも設置可能という特徴を持っております。また、プロペラ式特有の風切音がほとんど発生しないため、住宅地周辺の騒音問題をモクリアしております。

当社が取り扱う風力発電装置の試作機は間もなく完成する予定で、完成次第試験設置する予定であります。なお、本装置は今期中の販売開始を目指しております。

事業区分	事業内容	事業部門等
風力発電事業	ビジネスモデル構築 コンサルティング及びリサーチ 部品調達選定及び契約	当社新規事業開発室
	風力発電システム開発	株式会社ルキナ

ドレッシーネット事業

当事業は、正規販売店が取り扱う高級輸入ブランドのプロフィール、商品画像、店舗情報等の詳細を紹介する、高級ブランド専門の販売促進モールである「ドレッシーネット」を展開しておりましたが、その採算性について十分な検討を重ねた結果、平成17年12月末をもって事業中止、サイト終了することといたしました。

事業区分	事業内容	事業部門
ドレッシーネット事業	ビジネスモデル構築 サイトの運営 コンテンツ制作 クライアント開発営業	当社ドレッシーネット事業部

不動産事業

当事業は、当第2四半期から開業準備に入り、不動産業者登録が完了した当第3四半期より事業開始いたします。

遊休地を含み、将来的に有効価値のある不動産物件を購入取得し、当社主導で資産価値を高め、賃貸または売却によって収益を得る事業であります。

免許証番号：東京都知事(1)第85411号

加盟団体：全日本不動産協会 東京都本部

：不動産保証協会 東京都本部

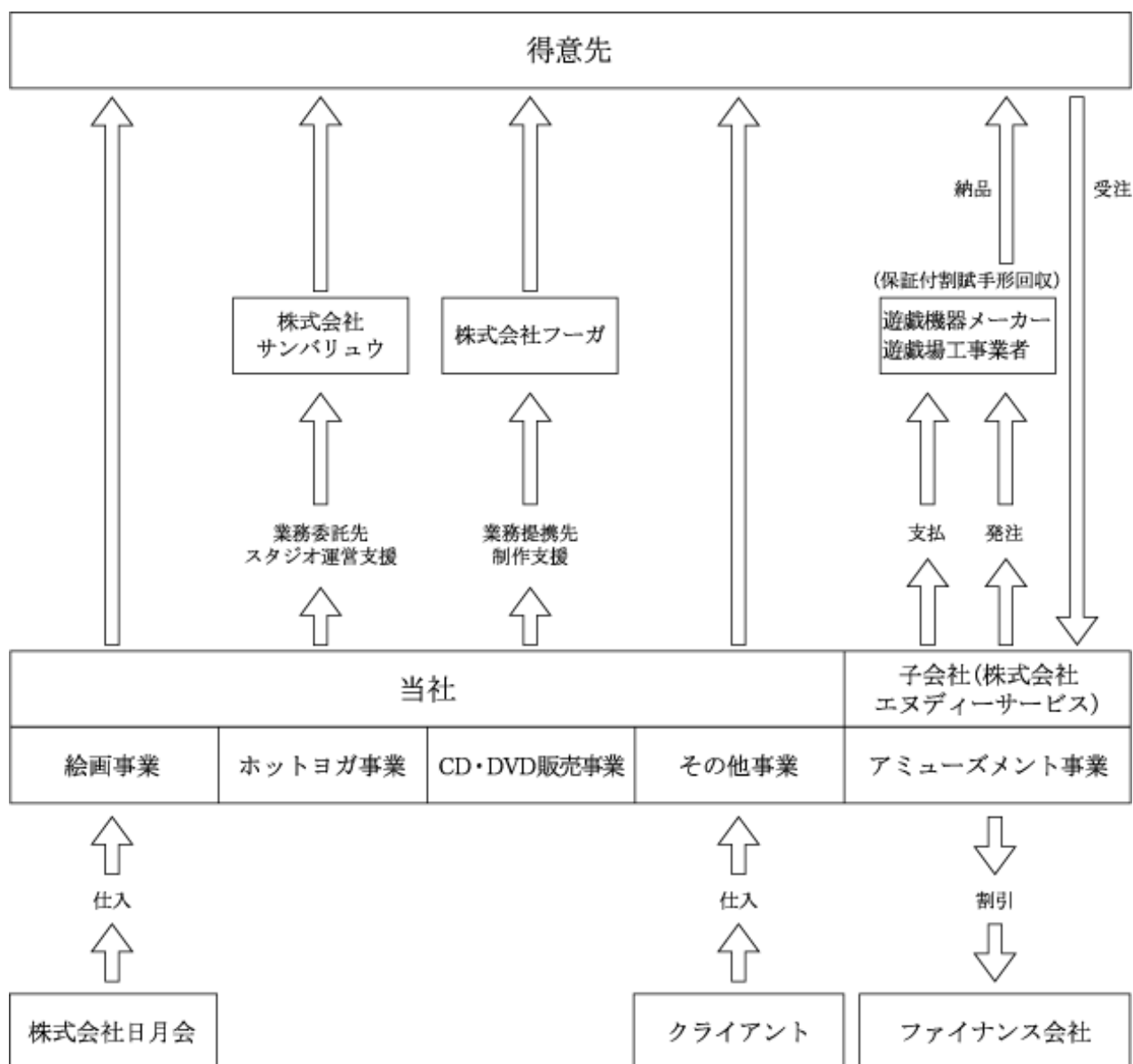
事業区分	事業内容	事業部門
不動産事業	不動産の売買 不動産の賃貸、管理 不動産の仲介	当社不動産事業部

その他の事業

韓国アーティスト事業は「韓流ブーム」からマーケット環境が好転していることを踏まえ、C・D・DVD事業の一部門として事業展開をするか、関係各社と協議した結果、採算性の問題及び事業リスクが高いことから第1四半期で事業を中止することにいたしました。

PFI方式によるインターネット接続型案内板事業は、設置場所、初期投資額等費用対効果を含め、事業として展開するか検討の結果、第1四半期で事業を中止することにいたしました。

事業系統図は次の通りであります。



3 【関係会社の状況】

当中間連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社における状況

平成17年12月31日現在

事業の種類別セグメントの名称	従業員数(名)
絵画事業	2 ()
ホットヨガ事業	5 (76)
C D ・ D V D 販売事業	1 ()
アミューズメント事業	4 ()
その他事業	7 ()
管理部門	4 ()
合計	23 (76)

(注) 1 従業員数は就業人員であり臨時雇用者数は、当中間連結会計期間の平均人員を()外数で記載しております。

2 臨時雇用者が前連結会計年度末に比べて16名増員しておりますが、店舗増設に伴う要員であります。

(2) 提出会社の状況

平成17年12月31日現在の従業員数は、19名(76名)であります。

(注) 1 従業員数は就業人員であり臨時雇用者数は、当中間会計期間の平均人員を()外数で記載しております。

2 臨時雇用者が前事業年度末に比べて16名増員しておりますが、店舗増設に伴う要員であります。

(3) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は良好であります。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

当中間連結会計期間における我が国の経済は、設備投資の拡大や雇用の回復など改善傾向にあります。が、原油価格の高騰や米国経済の景気減速懸念等の影響により、依然として不安定な状況が続いております。

当社を取り巻く環境は、インターネット関連業界に関しては、ブロードバンド環境の一層の普及による常時高速接続回線化及び携帯通信の普及が引き続き進展し、既に定着しております。また、当社がターゲットのひとつとしている中華人民共和国の携帯電話網は、爆発的に普及する携帯電話販売数に比較すると、未だにそのインフラが追いついていない感が強く、今後一層のビジネスチャンス拡大が見込まれております。しかしながら現在の状況は非常に厳しいと言わざるを得ず、当社としてもいかにして販路の拡大と定着を図るかが課題となっております。また、中華人民共和国における違法コピー問題も未だ解決の糸口が見いだせない状況にあります。

一方、自然エネルギー関連業界に関しては、平成15年4月に全面施行された「電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別法（RPS法）」など、地下資源に頼らずにエネルギーの安定供給を図る新エネルギー促進に注目が集まっております。さらには平成17年2月16日に地球温暖化対策としての京都議定書が発効されたことにより、自然エネルギーに対する機運が高まっております。

また、絵画業界においては、個人消費としての絵画購入こそ減少傾向にあるものの、法人等のニーズは低くなく、確実な販路確保により安定した販売が可能となっております。

健康関連業界に関しては、高齢化社会の進展や医療費自己負担の増大に伴い、老若問わず、健康に対する意識の高まりが顕著となってきております。

このような環境の中、当社グループは従来のIT関連事業に加え、自然エネルギーを用いた風力発電事業や健康維持促進を目的としたホットヨガ事業など、新たな取り組みを行っております。

また、当連結会計年度を黒字定着の年度と定めた中期3カ年計画に則り、全面的なコストの見直しと不採算事業の見直し及び中止等を行いました。

その結果、当中間連結会計期間の業績は、売上高1,445百万円（前年同期比3.9%増）、経常損失503百万円（前中間連結会計期間は経常利益74百万円）、中間純損失991百万円（前中間連会計期間は中間純利益74百万円）となりました。

当中間連結会計期間における各事業の種類別セグメントの概況は次の通りであります。

（絵画事業）

大口顧客の獲得による大規模な販売網を確立したことにより、当社の基幹事業となる売上および利益を計上いたしました。この結果、当事業の売上高は1,141百万円（前年同期比2.1%増）、売上構成比は79.0%、営業利益は88百万円（前年同期比66.8%減）となりました。

(ホットヨガ事業)

昨今の健康ブームに乗じ、全スタジオで約20,000人という順調な会員獲得で推移しております。この結果、当事業の売上は273百万円(前年同期比1,031.3%増)、売上構成比は18.9%、営業利益は10百万円(前年同期比51.2%増)となりました。

(CD・DVD販売事業)

大手メーカーの参入から当社シェアが低下し、当初計画の売上には至りませんでした。この結果、当事業の売上は21百万円(前年同期比79.9%減)、売上構成比は1.5%、営業利益は4百万円(前年同期比83.1%減)となりました。

(アミューズメント事業)

前期に引き続き、プライベートブランドのアミューズメント機器を大手遊戯場へ納入する予定でしたが、製造が許可の関係からずれ込んだ事もあり新規売上を計上するには至りませんでした。なお、営業損失は33百万円となりました。

(その他事業)

携帯電話コンテンツ事業

MPEON ASIA社との独占契約解消の後、中国最大手サービスプロバイダである新浪社と提携いたしましたが、新規売上を計上するには至りませんでした。

システムエンジニアリング事業

中国側の人的資産選定と日本側の受け入れ態勢がようやく整い、事業がスタートいたしました。

不動産事業

当第2四半期から準備等を進めておりますが、平成18年2月に不動産事業者免許を取得する予定のため、新規売上を計上するには至りませんでした。

ドレッシェーネット事業

高級ブランド専門の販売促進モールである「ドレッシェーネット」を展開してりましたが、新規売上を計上するには至りませんでした。

この結果、その他事業の売上は7百万円(前年同期比32.8%減)、売上構成比は0.5%、営業損失は12百万円(前年同期は営業損失58百万円)となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当中間連結会計期間における連結ベースの現金及び現金同等物(以下「資金」という)は、前連結会計年度末に比べ209百万円減少し、当中間連結会計期間末には352百万円となりました。

また、当中間連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況は以下の通りであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動により当中間連結会計期間に減少した資金は3,861百万円(前年同期比2,670百万円減)となりました。

これは、固定資産の減損会計の適用及び資産の総見直しの結果、減損損失181百万円、貸倒引当金の増加325百万円等を計上したことから税金等調整前中間純損失が989百万円となったほか、絵画事業の上海子会社向け在庫、不動産事業の商品土地等のたな卸資産の増加1,725百万円、不動産事業の土地建物取得の契約金などの前渡金の増加1,506百万円、絵画事業の未収入金の増加1,016百万円、仕入債務の増加588百万円等による積極的な営業活動によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動により当中間連結会計期間に減少した資金は503百万円(前年同期比479百万円増)となりました。

これは、貸付による支出222百万円、ホットヨガスタジオの店舗開設等による有形固定資産の取得による支出232百万円、保証金の支払100百万円、有形固定資産の売却による収入36百万円等があったことによるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動により当中間連結会計期間に増加した資金は4,155百万円(前年同期比3,611百万円増)となりました。

これは、新株予約権行使に伴う株式の発行による収入4,155百万円によるものであります。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社は生産設備を保有していないため、生産実績の記載は行っていません。

(2) 商品仕入実績

当中間連結会計年度の仕入実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	当中間連結会計年度 (自 平成17年7月1日 至 平成17年12月31日)	前年同期比(%)
絵画事業(千円)	1,036,206	125.1
ホットヨガ事業(千円)	19,556	120.9
CD・DVD事業(千円)	17,424	30.3
その他(千円)	5,646	52.6
合 計	1,078,833	104.5

- (注) 1 金額は仕入価格によっております。
2 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

(3) 受注実績

当社は受注生産を行っていないため、受注状況の記載は行っていません。

(4) 販売実績

当中間連結会計年度の販売実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	当中間連結会計年度 (自 平成17年7月1日 至 平成17年12月31日)	前年同期比(%)
絵画事業(千円)	1,141,899	102.1
ホットヨガ事業(千円)	273,263	1,131.3
CD・DVD事業(千円)	21,920	20.1
その他(千円)	7,930	67.2
合 計	1,445,014	103.9

- (注) 1 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	前中間連結会計年度 (自 平成16年7月1日 至 平成16年12月31日)		当中間連結会計年度 (自 平成17年7月1日 至 平成17年12月31日)	
	販売高(千円)	割合(%)	販売高(千円)	割合(%)
有限会社ギャラリーアンピール	403,809	29.0		
株式会社シーエスエム	714,285	51.4		
株式会社ドクターBee			1,140,952	79.0

- 2 金額は販売価格によっております。
3 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3 【対処すべき課題】

当社グループの最重要課題は、経営体質の改善に伴う黒字定着化実現であり、当事業年度を中期3カ年計画の最終年度として黒字定着の期と位置付けております。中期3カ年計画通り、前事業年度において黒字化を達成いたしました。今後は、黒字幅の拡大と定着を目標とし、採算事業の拡大、不採算事業の見直しまたは中止を行ってまいります。

4 【経営上の重要な契約等】

当中間連結会計期間における重要な契約は次のとおりであります。

当中間連結会計期間に締結した契約

契約会社名	相手の会社名	契約品目	契約内容	契約期間
ニューディール株式会社	日本再生エネルギー株式会社	風力発電システム	1. 部品の調達及び管理 2. 高効率蓄電器の供給 3. コンサルティング業務	平成18年2月23日から 平成21年2月22日まで

当中間連結会計期間に解消した契約

契約会社名	相手の会社名	契約品目	契約内容	契約期間
ニューディール株式会社	株式会社ビジネスアイ	健康食品	1. 販売支援	平成16年8月19日から 平成17年8月18日まで

(注) 上記契約については、契約期間満了により平成17年8月18日をもって解消しております。

当中間連結会計期間に解消した契約

契約会社名	相手の会社名	契約品目	契約内容	契約期間
ニューディール株式会社	株式会社ルキナ	風力発電システム	1. 部品の調達及び管理 2. 高効率蓄電器の供給 3. コンサルティング業務	平成16年7月21日から 平成18年7月20日まで

(注) 上記契約については、合意解約により平成18年2月23日をもって解消しております。

5 【研究開発活動】

記載すべき事項はありません。

第3 【設備の状況】

1 【主要な設備の状況】

(1) 提出会社

当中間連結会計期間に以下の設備を取得いたしました。

事業所名 (所在地)	事業の種類別 セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額(単位：千円)				従業員数 (名)
			建物及び 構築物	工具器具 及び備品	車両及び 運搬具	合計	
ホットヨガスタジオ リュウ横浜馬車道店 (横浜市中区)	ホットヨガ事業	店舗設備	36,397	1,347		37,745	1(14)
ホットヨガスタジオ リュウ渋谷東口店 (東京都渋谷区)	ホットヨガ事業	店舗設備	30,980	1,232		32,212	()
ホットヨガスタジオ リュウ恵比寿店 (東京都品川区)	ホットヨガ事業	店舗設備	38,285	1,076		39,362	()
ホットヨガサロン ラビエ大宮店 (さいたま市大宮区)	ホットヨガ事業	店舗設備	51,219	787		52,007	()
ホットヨガサロン ラビエ横浜店 (横浜市西区)	ホットヨガ事業	店舗設備	33,586	476		34,063	()
ホットヨガサロン ラビエ立川店 (東京都立川市)	ホットヨガ事業	店舗設備	63,140	476		64,386	()

(2) 国内子会社

当中間連結会計期間に以下の設備を取得いたしました。

会社名	事業所名 (所在地)	事業の種類別 セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額(単位：千円)				従業員数 (名)
				建物及び 構築物	工具器具 及び備品	車両及び 運搬具	合計	
株式会社エヌデ ィーサービス	本社 (東京都新宿区)	アミューズメン ト事業	統括業務設 備	6,384	3,124		9,509	4

2 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備計画の完了

前連結会計年度末に計画していた設備計画のうち、当中間連結会計期間に完了したものは、次のとおりであります。

	事業所名 (所在地)	事業の種類別 セグメントの 名称	設備の内容	投資額 (千円)	完了年月	完成後の 増加能力
提出 会社	ホットヨガスタジオ リュウ横浜馬車道店 (横浜市中区)	ホットヨガ事業	店舗設備	38,206	平成17年 8月	
	ホットヨガスタジオ リュウ渋谷東口店 (東京都渋谷区)	ホットヨガ事業	店舗設備	32,519	平成17年 9月	
	ホットヨガスタジオ リュウ恵比寿店 (東京都品川区)	ホットヨガ事業	店舗設備	39,213	平成17年 10月	
	ホットヨガサロン ラビエ大宮店 (さいたま市大宮区)	ホットヨガ事業	店舗設備	51,833	平成17年 12月	
	ホットヨガサロン ラビエ横浜店 (横浜市西区)	ホットヨガ事業	店舗設備	33,988	平成17年 12月	
	合計			195,759		

(2) 重要な設備の新設等

当中間連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設等は、次のとおりであります。

	事業所名 (所在地)	事業の種類別 セグメントの 名称	設備の内容	投資予定額		資金調達 方法	着手年月	完了予定 年月
				総額 (千円)	既支払額 (千円)			
提出 会社	ホットヨガサロン ラビエ千葉店 (千葉市中央区)	ホットヨガ事業	店舗設備	43,500		自己資金	平成17年 12月	平成18年 1月
	ホットヨガサロン ラビエ本厚木店 (厚木市中町)	ホットヨガ事業	店舗設備	36,700		自己資金	平成17年 12月	平成18年 1月
	ホットヨガサロン ラビエ津田沼店 (習志野市津田沼)	ホットヨガ事業	店舗設備	46,900		自己資金	平成18年 1月	平成18年 1月
	ホットヨガサロン ラビエ神楽坂店 (東京都新宿区)	ホットヨガ事業	店舗設備	59,900		自己資金	平成18年 1月	平成17年 2月
	ホットヨガサロン ラビエ六本木店 (東京都港区)	ホットヨガ事業	店舗設備	51,450		自己資金	平成18年 1月	平成18年 2月
	ホットヨガサロン ラビエ柏店 (柏市柏)	ホットヨガ事業	店舗設備	36,800		自己資金	平成18年 2月	平成18年 3月
	合計			275,250				

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	会社が発行する株式の総数(株)
普通株式	240,000,000
計	240,000,000

【発行済株式】

種類	中間会計期間末 現在発行数(株) (平成17年12月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成18年3月17日)	上場証券取引所名又 は登録証券業協会名	内容
普通株式	149,654,900	159,654,900	東京証券取引所 (マザーズ)	
計	149,654,900	159,654,900		

(注) 1 提出日現在の発行数には、平成18年3月1日からこの半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

新株予約権

株主総会の特別決議日（平成14年11月28日）		
ストックオプションとしての新株予約権	中間会計期間末現在 （平成17年12月31日）	提出日の前月末現在 （平成18年2月28日）
新株予約権の数(個)	13,960	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,396,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	87.54	同左
新株予約権の行使期間	平成15年12月22日から 平成20年6月30日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 87.54 資本組入額 87.54	同左
新株予約権の行使の条件	各新株予約権の一部行使 はできない。 対象者は、本新株予約権 行使時において、当社の 取締役、監査役及び従業 員であることを要する。 対象者は、本新株予約権 行使時の地位を失った場 合、1年以内に限り権利 を行使することができ る。 対象者は、本新株予約権 を質入その他処分するこ とができない。 対象者が死亡した場合、 法定相続人はこれを相続 することができる。 対象者に、重大なる瑕疵 があった場合、取締役会 はその権利を剥奪するこ とができる。 その他、権利行使の条件 等は、新株予約権割当契 約に定めるところによ る。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡する ときは、取締役会の承認を 要するものとする。	同左

- (注) 1 平成17年5月27日開催の臨時株主総会決議により、平成17年7月1日付で、10株を1株とする株式併合を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」、「新株予約権の行使時により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。
- 2 新株予約権の発行日以降、当社が株式の分割または併合または交換または増資を行う場合、新株予約権の目的たる株式の数は分割または併合または交換または増資の比率に応じ比例的に調整されるものとし、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てます。
- また、当社が合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割をする場合その他必要と認められる場合には、取締役会の決議をもって適当と認める新株予約権の目的たる株式数の調整を行います。
- なお、権利付与日以降、株式の分割及び時価を下回る価額で新株を発行（転換社債の転換及び新株予約権の行使の場合を除く）するときは、次の算式により発行価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行株式数} \times \text{1株当り払込金額}}{\text{分割・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行による増加株式数}}$$

以上のほか、当社が合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合には、取締役会の決議をもって適当と認める払込金額の調整を行います。

株主総会の特別決議日（平成17年5月27日）		
第4回新株予約権	中間会計期間末現在 （平成17年12月31日）	提出日の前月末現在 （平成18年2月28日）
新株予約権の数(個)	550,000	450,000
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	55,000,000	45,000,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	50	同左
新株予約権の行使期間	平成17年8月19日から 平成20年8月18日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 50.1 資本組入額 25.05	同左
新株予約権の行使の条件	各新株予約権の行使に当たっては、一部行使はできない。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡は取締役会の承認を受けなければこれをすることができない。	同左

- (注) 1 平成17年5月27日開催の臨時株主総会決議により、平成17年7月1日付で、10株を1株とする株式併合を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」、新株予約権の行使時により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額が調整されております。
- 2 行使価額は、当社が時価を下回る払込金額で新株式を発行する場合は、次の算式により調整されます。尚、次の算式において「既発行株式数」には、当社が自己株式として保有する当社普通株式の数は含まないものとし、当社が時価を下回る払込金額で新株式を発行し、又は自己株式を処分する場合には、「新発行株式数」には当該発行又は処分される株式数を含むものとし、円位未満端数は切り捨てます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行株式数} \times \text{1株当り払込金額}}{\text{1株当り時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

尚、行使価額は、株式の分割または株式併合の場合、時価を下回る払い込み価額で自己株式を処分する場合、株式に転換できる証券を発行する場合、又は新株予約権若しくは新株予約権を付与された証券の発行が行われる場合にも当社が必要と認める調整を行います。

取締役会の決議日（平成17年10月21日）		
第6回新株予約権	中間会計期間末現在 （平成17年12月31日）	提出日の前月末現在 （平成18年2月28日）
新株予約権の数(個)	30,000	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	30,000,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	102	同左
新株予約権の行使期間	平成17年11月9日から 平成20年11月8日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 102.1 資本組入額 51.05	同左
新株予約権の行使の条件	各新株予約権の行使に当っては、一部行使はできない。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡は取締役会の承認を受けなければこれを行うことができない。	同左

(注) 1 行使価額は、当社が時価を下回る払込金額で新株式を発行する場合は、次の算式により調整されます。尚、次の算式において「既存発行株式数」には、当社が自己株式として保有する当社普通株式の数は含まれないものとし、当社が時価を下回る払込金額で新株式を発行し、又は自己株式を処分する場合には、「新発行株式数」には当該発行又は処分される株式数を含むものとします。但し、円位未満端数は切り捨てます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行株式数} \times \text{1株当り払込金額}}{\text{1株当り時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

尚、行使価額は、株式の分割または株式併合の場合、時価を下回る払い込み価額で自己株式を処分する場合、株式に転換できる証券を発行する場合、又は新株予約権若しくは新株予約権を付与された証券の発行が行われる場合にも当社が必要と認める調整を行います。

(3) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式総数 増減数(株)	発行済株式総数 残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額(千円)	資本準備金 残高(千円)
平成17年7月1日～ 平成17年12月31日	77,000,000	149,654,900	2,126,850	8,528,800	2,126,850	2,126,850

- (注) 1 平成17年7月1日付で、10株を1株に併合したことにより、発行済株式総数は653,894,100株減少して、72,654,900株となっております。
- 2 新株予約権の行使による増加であります。
- 3 平成18年1月1日から平成18年2月28日までの間に、新株予約権の行使により、発行済株式総数が10,000,000株、資本金が250,500千円、資本準備金が250,500千円増加しました。

(4) 【大株主の状況】

平成17年12月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
株式会社安子の電話	千代田区紀尾井町4-13 マードレ松田ビル3階	12,000,000	8.02
大阪証券金融株式会社(業務口)	大阪市中央区北浜2丁目4-6	9,542,000	6.38
佐々木 芳明	所沢市泉町1792-2 新所沢サンハイツ601	5,250,600	3.51
鶴丸 純一郎	港区南青山1丁目11-26 河野アパート203	5,000,000	3.34
ザバンクオブニューヨーク トリシティージャスデックアカ ウント (常任代理人 株式会社東京三 菱銀行)	Global Custody, 32nd Floor One Wall Street, New York NY 10286 U. S. A. (常任代理人住所 千代田区丸の内2丁 目7-1 カストディ業務部)	4,740,400	3.17
インターワールド テクノロ ジー コーポレーション (常任代理人 佐々木芳明)	Trident Chambers P. O. Box146, Road Town, Tortola, British Virgin Islands (常任代理人住所 所沢市泉町1792-2 - 601)	3,138,000	2.10
立花証券株式会社	中央区日本橋茅場町1丁目13-14	2,153,000	1.44
パークレイズバンクピーエル シーパークレイズキャピタルセ キュリティーズエスピーエル/ ピーアアカウント (常任代理人 スタンダードチ ャータード銀行)	1 Churchill Place, Rondon E14 5 HP, United Kingdom (常任代理人住所 千代田区永田町2丁 目11-1 山王パークタワー21階)	2,018,600	1.35
山森 修	奈良県生駒郡斑鳩町服部1丁目4-30	2,010,000	1.34
鈴木 清美	中央区日本橋小網町18-20-603	1,500,200	1.00
計		47,352,800	31.64

- (注) 1 平成17年9月30日付でインターワールドテクノロジーコーポレーションが、当社の筆頭株主及び主要株主となっておりましたが、平成17年10月12日をもって、当社の筆頭株主及び主要株主ではなくなっております。
- 2 平成17年10月12日付で株式会社クエスト・ビーが、当社の筆頭株主及び主要株主となっておりましたが、平成17年11月30日をもって、当社の筆頭株主及び主要株主ではなくなっております。
- 3 平成17年11月30日付で株式会社安子の電話が、当社の筆頭株主及び主要株主となっておりましたが、平成17年12月13日をもって、当社の筆頭株主ではありませんが主要株主ではなくなっております。

(5) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成17年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 3		
完全議決権株式(その他)	普通株式 149,654,100	1,496,541	
単元未満株式	普通株式 797		
発行済株式総数	149,654,900		
総株主の議決権		1,496,541	

(注) 「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が550,800株(議決権5,508個)含まれています。

【自己株式等】

平成17年12月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
ニューディール株式会社	東京都新宿区2丁目8番6号	3		3	0.0
計					

2 【株価の推移】

【当該中間会計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成17年7月	平成17年8月	平成17年9月	平成17年10月	平成17年11月	平成17年12月
最高(円)	124	114	129	144	127	117
最低(円)	80	81	85	102	102	85

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所マザーズ市場におけるものであります。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当半期報告書提出日までの役員の異動は、次のとおりであります。

(1) 退任役員

役名及び職名	氏名	退任年月日
代表取締役会長	佐々木 芳明	平成17年11月30日
常務取締役	佐々木 浩二	平成17年11月30日
取締役	宋本 正文	平成17年11月30日

(2) 役職の異動

新役名及び職名	旧役名及び職名	氏名	異動年月日
代表取締役社長	取締役	向田 尊洋	平成17年12月20日
取締役副社長	代表取締役社長	押見 敏哉	平成17年12月20日

第5 【経理の状況】

1 中間連結財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

(1) 当社の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成11年大蔵省令第24号。以下「中間連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

ただし、前中間連結会計期間(平成16年7月1日から平成16年12月31日まで)については、「財務諸表等の用語、様式および作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成16年1月30日内閣府令第5号)附則第3項のただし書きにより、改正前の中間連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

(2) 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

ただし、前中間会計期間(平成16年7月1日から平成16年12月31日まで)については、「財務諸表等の用語、様式および作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成16年1月30日内閣府令第5号)附則第3項のただし書きにより、改正前の中間財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、前中間連結会計期間(平成16年7月1日から平成16年12月31日まで)及び当中間連結会計期間(平成17年7月1日から平成17年12月31日まで)並びに前中間会計期間(平成16年7月1日から平成16年12月31日まで)及び当中間会計期間(平成17年7月1日から平成17年12月31日まで)の中間連結財務諸表及び中間財務諸表について、アスカ監査法人により中間監査を受けております。

1 【中間連結財務諸表等】

(1) 【中間連結財務諸表】

【中間連結貸借対照表】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間末 (平成16年12月31日)		当中間連結会計期間末 (平成17年12月31日)		前連結会計年度の 要約連結貸借対照表 (平成17年6月30日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
(資産の部)							
流動資産							
1 現金及び預金		773,203		352,800		562,066	
2 売掛金		869,873		2,201,582		2,335,698	
3 たな卸資産		527,016		2,176,683		461,821	
4 前渡金		339,384		1,957,523		451,374	
5 未収入金				1,049,814			
6 短期貸付金		196,920		414,719		194,980	
7 その他		78,697		120,922		100,263	
貸倒引当金		86,757		427,982		102,190	
流動資産合計		2,698,336	85.1	7,846,064	91.4	4,004,014	86.5
固定資産							
1 有形固定資産	1	34,589		387,283		152,264	
2 無形固定資産		298,399		16,521		200,101	
3 投資その他の資産							
(1) 長期貸付金		342,109					
(2) 差入保証金		450,000				143,079	
(3) その他		89,672		337,388		128,374	
貸倒引当金		742,109				0	
投資その他の資産 合計		139,672		337,388		271,454	
固定資産合計		472,662	14.9	741,193	8.6	623,820	13.5
資産合計		3,170,998	100.0	8,587,258	100.0	4,627,835	100.0

区分	注記 番号	前中間連結会計期間末 (平成16年12月31日)		当中間連結会計期間末 (平成17年12月31日)		前連結会計年度の 要約連結貸借対照表 (平成17年6月30日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
(負債の部)							
流動負債							
1 買掛金		22,220		1,291,971		703,723	
2 短期借入金		6,000					
3 その他		56,664		231,738		122,905	
流動負債合計		84,884	2.7	1,523,709	17.7	826,628	17.9
負債合計		84,884	2.7	1,523,709	17.7	826,628	17.9
(少数株主持分)							
少数株主持分							
(資本の部)							
資本金		6,069,850	191.4	8,528,800	99.3	6,401,950	138.3
資本剰余金		4,420,453	139.4	2,126,850	24.8	4,752,553	102.7
利益剰余金		7,404,189	233.5	3,592,101	41.8	7,353,297	158.9
自己株式				0	0.0		
資本合計		3,086,114	97.3	7,063,548	82.3	3,801,206	82.1
負債、少数株主持分 及び資本合計		3,170,998	100.0	8,587,258	100.0	4,627,835	100.0

【中間連結損益計算書】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間 (自 平成16年7月1日 至 平成16年12月31日)		当中間連結会計期間 (自 平成17年7月1日 至 平成17年12月31日)		前連結会計年度の 要約連結損益計算書 (自 平成16年7月1日 至 平成17年6月30日)	
		金額(千円)	百分比 (%)	金額(千円)	百分比 (%)	金額(千円)	百分比 (%)
売上高		1,390,299	100.0	1,445,014	100.0	3,679,646	100.0
売上原価		1,032,679	74.3	1,078,833	74.7	2,852,707	77.5
売上総利益		357,620	25.7	366,181	25.3	826,938	22.5
販売費及び一般管理費	1 2	279,394	20.1	733,811	50.8	691,444	18.8
営業利益又は 営業損失()		78,226	5.6	367,630	25.4	135,494	3.7
営業外収益							
1 受取利息		790		1,096		2,140	
2 その他		3,554	4,345	1,262	2,358	3,447	5,587
営業外費用							
1 為替差損		7,287				7,288	
2 保証金償却費				9,566		5,197	
3 新株発行費				94,698			
4 貸倒引当金繰入額				34,186		482	
5 その他		400	7,687	184	138,635	474	13,443
経常利益又は 経常損失()		74,883	5.4	503,908	34.9	127,638	3.5
特別利益							
1 固定資産売却益	3			8,945	8,945		
特別損失							
1 棚卸資産評価損				10,649			
2 減損損失	4			181,606			
3 貸倒引当金繰入額				291,605			
4 過年度クーポン券 戻入損				10,518	494,381		
税金等調整前中間 (当期)純利益又は税金 等調整前中間純損失()		74,883	5.4	989,343	68.5	127,638	3.5
法人税、住民税 及び事業税		605	0.0	2,014	0.1	2,468	0.1
中間(当期)純利益 又は中間純損失()		74,278	5.3	991,358	68.6	125,170	3.4

【中間連結剰余金計算書】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間 (自 平成16年7月1日 至 平成16年12月31日)		当中間連結会計期間 (自 平成17年7月1日 至 平成17年12月31日)		前連結会計年度の 要約連結剰余金計算書 (自 平成16年7月1日 至 平成17年6月30日)	
		金額(千円)		金額(千円)		金額(千円)	
(資本剰余金の部)							
資本剰余金期首残高			4,145,053		4,752,553		4,145,053
資本剰余金増加高							
1 新株予約権行使による 新株式の発行		275,400	275,400	2,126,850	2,126,850	607,500	607,500
資本剰余金減少高							
1 欠損補填のための 資本準備金取崩額				4,752,553	4,752,553		
資本剰余金中間期末 (期末)残高			4,420,453		2,126,850		4,752,553
(利益剰余金の部)							
利益剰余金期首残高			7,478,467		7,353,297		7,478,467
利益剰余金増加高							
1 中間(当期)純利益		74,278				125,170	
2 資本準備金取崩による 増加高			74,278	4,752,553	4,752,553		125,170
利益剰余金減少高							
1 中間純損失				991,358	991,358		
利益剰余金中間期末 (期末)残高			7,404,189		3,592,101		7,353,297

【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間	当中間連結会計期間	前連結会計年度の 要約連結キャッシュ・ フロー計算書
		(自 平成16年7月1日 至 平成16年12月31日)	(自 平成17年7月1日 至 平成17年12月31日)	(自 平成16年7月1日 至 平成17年6月30日)
		金額(千円)	金額(千円)	金額(千円)
営業活動による キャッシュ・フロー				
1 税金等調整前中間(当期) 純利益		74,883	989,343	127,638
2 減価償却費		23,591	19,344	44,155
3 減損損失			181,606	
4 営業権償却費				9,846
5 長期前払費用償却費			11,925	
6 保証金償却費			9,720	5,197
7 貸倒引当金の増加額 (減少:)		1,289	325,791	14,143
8 受取利息及び受取配当金		790	1,096	2,140
9 為替差損益		7,287		7,260
10 新株発行費			94,698	
11 固定資産売却益			8,945	
12 棚卸資産評価損			10,649	
13 売上債権の増減額 (増加:)		479,018	134,115	1,944,816
14 たな卸資産の増減額 (増加:)		516,039	1,725,511	450,845
15 仕入債務の増減額 (減少:)		127,551	588,247	553,951
16 前渡金の増減額(増加:)		52,791	1,506,149	29,199
17 未収入金の増減額 (増加:)			1,016,524	
18 その他の資産増減額 (増加:)		32,084	52,666	65,087
19 その他の負債増減額 (減少:)		191,103	65,425	130,526
小計		1,189,323	3,858,711	1,860,420
20 利息及び配当金の受取額		21	8	33
21 法人税等の支払額		1,210	2,552	1,210
営業活動による キャッシュ・フロー		1,190,513	3,861,255	1,861,597

		前中間連結会計期間 (自 平成16年7月1日 至 平成16年12月31日)	当中間連結会計期間 (自 平成17年7月1日 至 平成17年12月31日)	前連結会計年度の 要約連結キャッシュ・ フロー計算書 (自 平成16年7月1日 至 平成17年6月30日)
区分	注記 番号	金額(千円)	金額(千円)	金額(千円)
投資活動による キャッシュ・フロー				
1 有形固定資産の取得 による支出		18,251	232,550	143,538
2 有形固定資産の売却 による収入			36,552	
3 無形固定資産の取得 による支出		95,238		114,978
4 投資有価証券の取得 による支出				3,000
5 投資有価証券の売却 による収入		326,460		326,460
6 貸付けによる支出		162,150	222,430	170,400
7 貸付金の回収による収入		6,230	2,690	16,420
8 敷金・保証金の支払 による支出		81,051	100,773	137,017
9 敷金・保証金の回収 による収入			13,000	
投資活動による キャッシュ・フロー		24,001	503,511	226,053
財務活動による キャッシュ・フロー				
1 長期借入金の返済による 支出				6,000
2 株式の発行による収入		544,000	4,155,501	1,212,000
3 自己株式取得による支出			0	
財務活動による キャッシュ・フロー		544,000	4,155,501	1,206,000
現金及び現金同等物に係る 換算差額		0		0
現金及び現金同等物の 増減()額		670,514	209,266	881,651
現金及び現金同等物の 期首残高		1,443,717	562,066	1,443,717
現金及び現金同等物の 中間期末(期末)残高	1	773,203	352,800	562,066

継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況

前中間連結会計期間 (自 平成16年7月1日 至 平成16年12月31日)	当中間連結会計期間 (自 平成17年7月1日 至 平成17年12月31日)	前連結会計年度 (自 平成16年7月1日 至 平成17年6月30日)
<p>当社グループは、当中間連結会計期間において営業利益78百万円を計上することができましたが、営業活動によるキャッシュ・フロー面においては 1,190百万円となり、前中間会計期間に引続き継続的に営業活動によるキャッシュ・フローのマイナスが続いております。これにより、当社グループは継続企業の前提に関する重要な疑義が存在しております。</p> <p>当社グループは当該状況を解消し、財務体質の改善を行うべく、前期(平成16年6月期)より中期3ヵ年計画を実施しております。当期はその第2年度にあたり、黒字達成の年度と位置づけております。この目標を達成するために、担当役員を選任し絵画事業、ホットヨガ事業、アミューズメント事業等を含めた新規事業を推進しております。これらの事業は程度の差はあるものの、まずは順調に推移しております。特に絵画事業は新規取引先の開拓が堅調に推移し、当社の基幹事業として確立するに至っております。</p> <p>また新規事業の資金調達及び財務の改善については、平成15年2月14日第1回新株予約権ならびに平成15年5月16日第2回新株予約権はその全ての権利行使を終え、平成16年3月30日第3回新株予約権も順調に権利行使されたことにより、資本の充実が講じられ、再建のための具体的な経営計画を着実に実施しております。</p> <p>中間連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な疑義の影響を中間連結財務諸表には反映しておりません。</p>	<p>当社グループは、当中間連結会計期間において営業損失367百万円が発生しております。また、営業キャッシュ・フロー面においても前連結会計年度に引き続き当中間連結会計期間も 3,861百万円となり、継続的にキャッシュ・フローのマイナスが続いております。これにより、当社グループは継続企業の前提に関する重要な疑義が存在しております。</p> <p>当期は、前々期(平成16年6月期)から開始しました新規事業の事業定着につとめ、前述の中期3ヵ年計画最終年度であることを踏まえた黒字定着の年度と考えております。事業基盤の強化を図るために実施した平成15年2月14日第1回新株予約権ならびに平成15年5月16日第2回新株予約権および平成16年3月30日第3回新株予約権、平成17年10月1日第5回新株予約権はその全ての権利行使を終えました。また、平成17年6月16日第4回新株予約権ならびに平成17年11月8日第6回新株予約権の払い込みが完了し、第4回新株予約権は既に50%強が行使された結果、資本の充実が講じられ、絵画事業、ホットヨガ事業とも、当社の基幹事業として確立しております。</p> <p>また、アミューズメント事業ならびに当第3四半期から事業開始する不動産事業も当社グループの基幹事業とすべく具体的な経営計画を着実に実施しております。</p> <p>中間連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な疑義の影響を中間連結財務諸表には反映しておりません。</p>	<p>当社グループは、当連結会計年度において営業利益135百万円を計上することができましたが、営業活動によるキャッシュ・フロー面においては 1,861百万円となり、継続的に営業活動によるキャッシュ・フローのマイナスが続いております。これにより、当社グループは継続企業の前提に関する重要な疑義が存在しております。</p> <p>当社グループは当該状況を解消し、財務体質の改善を行うべく、前期(平成16年6月期)より中期3ヵ年計画を実施しております。当期はその第2年度にあたり、黒字達成の年度と位置づけております。この目標を達成するために、担当役員を選任し絵画事業、ホットヨガ事業、アミューズメント事業等を含めた新規事業を推進しております。これらの事業は程度の差はあるものの、まずは順調に推移しております。特に絵画事業は新規取引先の開拓が堅調に推移し、当社の基幹事業として確立するに至っております。</p> <p>また、新規事業の資金調達及び財務の改善については、平成15年2月14日第1回新株予約権、平成15年5月16日第2回新株予約権及び平成16年3月30日第3回新株予約権はその全ての権利行使を終えたことにより、資本の充実が講じられ、再建のための具体的な経営計画を着実に実施しております。</p> <p>当連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な疑義の影響を連結財務諸表には反映しておりません。</p>

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

前中間連結会計期間 (自 平成16年7月1日 至 平成16年12月31日)	当中間連結会計期間 (自 平成17年7月1日 至 平成17年12月31日)	前連結会計年度 (自 平成16年7月1日 至 平成17年6月30日)
<p>1 連結の範囲に関する事項 子会社はすべて連結しております。 連結子会社の数 1社 連結子会社の名称 株式会社エヌディーサービス なお、株式会社エヌディーサービスは、平成16年10月22日付で設立され、当社の連結子会社となりました。</p>	<p>1 連結の範囲に関する事項 子会社はすべて連結しております。 連結子会社の数 1社 連結子会社の名称 株式会社エヌディーサービス</p>	<p>1 連結の範囲に関する事項 子会社はすべて連結しております。 連結子会社の数 1社 連結子会社の名称 株式会社エヌディーサービス なお、株式会社エヌディーサービスは、平成16年10月22日付で設立され、当社の連結子会社となりました。</p>
<p>2 持分法の適用に関する事項 該当事項はありません。</p>	<p>2 持分法の適用に関する事項 関連会社を有していません。</p>	<p>2 持分法の適用に関する事項 同左</p>
<p>3 連結子会社の中間決算日等に関する事項 連結子会社の中間決算日は、中間連結決算日と一致しております。</p>	<p>3 連結子会社の中間決算日等に関する事項 同左</p>	<p>3 連結子会社の事業年度等に関する事項 連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。</p>
<p>4 会計処理基準に関する事項 (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法 有価証券 其他有価証券 時価のないもの ...移動平均法による原価法 たな卸資産 商品 ...個別法による原価法 (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法 有形固定資産 定率法を採用しております。 耐用年数は以下の年数を採用しております。 建物及び構築物 10～15年 工具、器具及び備品 5～6年 無形固定資産 (イ)ソフトウェア(自社利用分) 社内における利用可能期間(3～5年間)に基づく定額法によっております。</p>	<p>4 会計処理基準に関する事項 (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法 有価証券 其他有価証券 同左 たな卸資産 同左 (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法 有形固定資産 同左 建物及び構築物 8～15年 工具、器具及び備品 3～20年 車両及び運搬具 3年 無形固定資産 (イ)ソフトウェア(自社利用分) 社内における利用可能期間(5年間)に基づく定額法によっております。</p>	<p>4 会計処理基準に関する事項 (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法 有価証券 其他有価証券 同左 たな卸資産 同左 (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法 有形固定資産 同左 建物及び構築物 10～15年 工具、器具及び備品 5～6年 車両及び運搬具 5年 無形固定資産 (イ)ソフトウェア(自社利用分) 同左</p>

前中間連結会計期間 (自 平成16年 7月 1日 至 平成16年12月31日)	当中間連結会計期間 (自 平成17年 7月 1日 至 平成17年12月31日)	前連結会計年度 (自 平成16年 7月 1日 至 平成17年 6月30日)
<p>(口)営業権 契約期間(6年間)に基づき定額法によっております。</p> <p>(ハ)コンテンツ使用許諾料 契約期間(20年間)に基づき定額法によっております。</p> <p>長期前払費用 契約期間(2年間)に基づく定額法によっております。</p> <p>(3) 重要な引当金の計上基準 貸倒引当金 一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(4) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準 外貨建金銭債権債務は、中間決算日の直物為替相場により換算し、換算差額は営業外損益として処理しております。</p> <p>(5) 重要なリース取引の処理方法 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p> <p>(6) その他中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 消費税等の会計処理 消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。</p>	<p>(口)営業権 同左</p> <p>(ハ)コンテンツ使用許諾料 同左</p> <p>長期前払費用 契約期間(5年間)に基づく定額法によっております。</p> <p>(3) 重要な引当金の計上基準 貸倒引当金 同左</p> <p>(4) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準 同左</p> <p>(5) 重要なリース取引の処理方法</p> <p>(6) その他中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 消費税等の会計処理 同左</p>	<p>(口)営業権 同左</p> <p>(ハ)コンテンツ使用許諾料 同左</p> <p>長期前払費用 契約期間(2~5年間)に基づく定額法によっております。</p> <p>(3) 重要な引当金の計上基準 貸倒引当金 同左</p> <p>(4) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準 外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により換算し、換算差額は営業外損益として処理しております。</p> <p>(5) 重要なリース取引の処理方法 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p> <p>(6) その他連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 消費税等の会計処理 同左</p>
<p>5 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲 手許現金、要求払預金及び取得日から3ヵ月以内に満期日の到来する流動性の高い、容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない短期的な投資。</p>	<p>5 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲 手許現金、要求払預金及び取得日から容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に満期日が到来する流動性の高い短期投資からなっております。</p>	<p>5 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲 同左</p>

会計処理の変更

前中間連結会計期間 (自 平成16年7月1日 至 平成16年12月31日)	当中間連結会計期間 (自 平成17年7月1日 至 平成17年12月31日)	前連結会計年度 (自 平成16年7月1日 至 平成17年6月30日)
	<p>(固定資産の減損に係る会計基準)</p> <p>固定資産の減損に係る会計基準(「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会 平成14年8月9日))及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会平成15年10月31日 企業会計基準適用指針第6号)が平成17年4月1日以降開始する事業年度に係る連結財務諸表から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から同会計基準及び適用指針によっております。</p> <p>これにより、税金等調整前中間純損失が181,606千円増加しております。なお、減損損失累計額については、改正後の中間連結財務諸表規則に基づき、当該各資産の金額から直接控除しております。</p>	

表示方法の変更

前中間連結会計期間 (自 平成16年7月1日 至 平成16年12月31日)	当中間連結会計期間 (自 平成17年7月1日 至 平成17年12月31日)	前連結会計年度 (自 平成16年7月1日 至 平成17年6月30日)
	<p>(中間連結貸借対照表)</p> <p>前中間連結会計期間において流動資産の「その他」に表示しておりました「未収入金」(前中間連結会計期間3,646千円)については、資産総額の100分の5超となったため、当中間連結会計期間より区分掲記しております。</p> <p>(中間連結キャッシュ・フロー計算書)</p> <p>前中間連結会計期間において営業活動によるキャッシュ・フローの小計区分前の「その他の資産増減額」に含めて表示しておりました「未収入金の増減額」(前中間連結会計期間 2,581千円)については、重要性が増したため、当中間連結会計期間より区分掲記しております。</p>	

追加情報

前中間連結会計期間 (自 平成16年7月1日 至 平成16年12月31日)	当中間連結会計期間 (自 平成17年7月1日 至 平成17年12月31日)	前連結会計年度 (自 平成16年7月1日 至 平成17年6月30日)
<p>「地方税法等の一部を改正する法律」(平成15年法律第9号)が平成15年3月31日に公布され、平成16年4月1日以降に開始する事業年度より外形標準課税制度が導入されたことに伴い、当中間連結会計期間から「法人事業税における外形標準課税部分の損益計算書上の表示についての実務上の取扱い」(平成16年2月13日 企業会計基準委員会 実務対応報告第12号)に従い法人事業税の付加価値割及び資本割については、販売費及び一般管理費に計上しております。</p> <p>この結果、販売費及び一般管理費が11,140千円増加し、営業利益、経常利益及び税金等調整前中間純利益が、11,140千円減少しております。</p>		<p>(手形訴訟の経過に関して)</p> <p>1. 経過報告</p> <p>当社は、下記2以下の通り又来渉氏、榊原三郎氏、漢和貿易株式会社より、所持する約束手形に当社の旧商号である「株式会社リキッドオーディオジャパン代表取締役黒木正博」の裏書があることから、3件合計で2億5,000万円の支払いを求める手形訴訟を提起され、後にいずれも通常訴訟手続きに移行して審理されてきました。その後平成16年3月29日に、上記3件につき、東京地方裁判所から原告全員の請求を棄却するとの判決が言い渡され、平成16年10月6日に、東京高等裁判所は各控訴を棄却し、平成16年10月29日までに榊原三郎氏、漢和貿易株式会社の2件については上告が無く、当社の全面勝訴判決が確定し、又来渉氏については最高裁判所への上告提起が為されましたが、平成17年2月28日、最高裁判所より平成17年2月25日付で上告棄却及び上告受理申立に対して不受理とする各決定がなされたとの通知があり、又来氏の裁判についても当社全面勝訴判決が確定しました。</p> <p>2. 訴訟の原因及び提起に至った経緯</p> <p>(1)原告 又来渉氏</p> <p>平成13年1月31日に株式会社スーパーファクトリー(代表取締役 黒木正博)が振り出した約束手形1億円につき、「株式会社リキッドオーディオジャパン代表取締役社長黒木正博」の記載が裏書人欄にあり、平成15年3月3日の満期に所持人(又来渉氏)が支払呈示したものの不渡りとなったことから、当社に対して裏書人としての責任を求めるため訴訟となったものです。</p>

前中間連結会計期間 (自 平成16年7月1日 至 平成16年12月31日)	当中間連結会計期間 (自 平成17年7月1日 至 平成17年12月31日)	前連結会計年度 (自 平成16年7月1日 至 平成17年6月30日)
		<p>(2)原告 榊原三郎氏 平成11年6月27日に株式会社インターネット・コミュニケーションズ(代表取締役 神田正文)が振り出した約束手形1億円につき、「株式会社リキッドオーディオジャパン代表取締役社長 黒木正博」の記載が裏書人欄にあり、平成15年2月20日の満期に所持人(榊原三郎氏)が支払呈示したものの不渡りとなったことから、当社に対して裏書人としての責任を求めるため訴訟となったものです。</p> <p>(3)原告 漢和貿易株式会社 平成11年6月28日に株式会社スーパーファクトリー(代表取締役 黒木正博)が振り出した約束手形5,000万円につき、「株式会社リキッドオーディオジャパン代表取締役 黒木正博」の記載が裏書人欄にあり、平成15年3月28日の満期に所持人(漢和貿易株式会社)が支払呈示したものの不渡りとなったことから、当社に対して裏書人としての責任を求めるため訴訟となったものです。</p> <p>3. 訴訟を提起した者</p> <p>(1)原告 又来 渉氏 名 称 又来 渉 所在地 東京都港区六本木4丁目1番16号 - 308号</p> <p>(2)原告 榊原三郎氏 名 称 榊原三郎 所在地 横浜市中区山手町24番地</p> <p>(3)原告 漢和貿易株式会社 名 称 漢和貿易株式会社 所在地 東京都渋谷区富ヶ谷1丁目35番22号</p>

前中間連結会計期間 (自 平成16年7月1日 至 平成16年12月31日)	当中間連結会計期間 (自 平成17年7月1日 至 平成17年12月31日)	前連結会計年度 (自 平成16年7月1日 至 平成17年6月30日)
		<p>4. 訴訟の内容及び請求額</p> <p>(1)原告 又来 渉氏 訴訟の内容 約束手形金請求事件 請求金額 金100,000,000円</p> <p>(2)原告 榊原三郎氏 訴訟の内容 約束手形金請求事件 請求金額 金100,000,000円</p> <p>(3)原告 漢和貿易株式会社 訴訟の内容 約束手形金請求事件 請求金額 金50,000,000円</p> <p>(手形訴訟の経過について)</p> <p>1. 経過報告 当社は、下記2以下の通り門脇豊明氏から、同氏が所持する額面金2億5,000万円の約束手形に当社の旧商号である「株式会社リキッドオーディオジャパン代表取締役黒木正博」の裏書があることから、平成16年9月27日に2億5,000万円の支払いを求める手形訴訟を提起され、平成16年11月5日にその手形訴訟の口頭弁論が東京地方裁判所にてありました。</p> <p>当社は、上記裏書きが偽造であることを示す客観的証拠があることから、上記裏書きは偽造であるとの主張・証拠を提出し、その結果、通常訴訟手続きに移行し、上記裁判は審理されることになりました。</p> <p>2. 訴訟の原因及び提起に至った経緯 平成11年9月29日に株式会社スーパーファクトリー（代表取締役 黒木正博）が振り出した約束手形2億5,000万円につき、「株式会社リキッドオーディオジャパン代表取締役黒木正博」の記載が裏書人欄にあり、平成16年8月12日の満期に所持人が取り立てたところ、不渡りとなった為、当社にその支払いを求めたものであります。</p>

前中間連結会計期間 (自 平成16年 7月 1日 至 平成16年12月31日)	当中間連結会計期間 (自 平成17年 7月 1日 至 平成17年12月31日)	前連結会計年度 (自 平成16年 7月 1日 至 平成17年 6月30日)
		<p>3. 訴訟を提起した者</p> <p>(1)名称 門脇建設株式会社 代表取締役 門脇豊明</p> <p>(2)所在地 八王子市散田町五丁目30番10号</p> <p>4. 訴訟の内容及び請求額</p> <p>(1)訴訟の内容 約束手形金請求事件</p> <p>(2)請求金額 金250,000,000円</p> <p>5. 今後の見通し</p> <p>当社の裏書きについては、平成16年10月6日に東京高等裁判所にて判決が出、当社が1件を除き全面勝訴した件と同一の疑いがあるため、引き続き裁判で争う予定であります。</p> <p>(訴訟の提起の発生)</p> <p>(1)原告の訴状に記載された訴訟の原因及び提起に至った経緯</p> <p>原告は、平成13年9月12日に、株式会社リキッドオーディオ・ジャパン(当時の当社の商号)が同年9月27日に発行した第2回2006年満期ユーロ円建転換社債(以下「本件社債」という。)の株式購入代金(2,000株分)として金1億円を訴外株式会社スーパーステージに振込送金する方法で被告(当社)に支払ったが、本件社債が株式に転換されたにもかかわらず、株式2,000株を引き渡さず、株式代金も返還しないので、当社にその支払いを求めるものであります。</p> <p>(2)訴訟を提起した者(原告)</p> <p>氏名 又来 涉 住所 東京都港区六本木4丁目1番16-308号</p> <p>(3)訴訟の内容及び請求額</p> <p>訴訟の内容 株式代金返還請求事件</p> <p>請求金額 金100,000,000円及びこれに対する平成14年11月1日から支払済みまで年6分の割合による遅延損害金。</p>

前中間連結会計期間 (自 平成16年7月1日 至 平成16年12月31日)	当中間連結会計期間 (自 平成17年7月1日 至 平成17年12月31日)	前連結会計年度 (自 平成16年7月1日 至 平成17年6月30日)
		<p>(4)今後の見通し</p> <p>当社には、原告との間で上記1記載の株式取引を行った事実及び上記代金を受け取った事実はなく、事実関係を含め全面的に法廷で争う予定であります。</p> <p>(外形標準課税制度の導入について)</p> <p>「地方税法等の一部を改正する法律」(平成15年法律第9号)が平成15年3月31日に公布され、平成16年4月1日以降に開始する事業年度より外形標準課税制度が導入されたことに伴い、当連結会計年度から「法人事業税における外形標準課税部分の損益計算書上の表示についての実務上の取扱い」(平成16年2月13日企業会計基準委員会 実務対応報告第12号)に従い法人事業税の付加価値割及び資本割については、販売費及び一般管理費に計上しております。</p> <p>この結果、販売費及び一般管理費が25,000千円増加し、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益が、25,000千円減少しております。</p>

注記事項

(中間連結貸借対照表関係)

前中間連結会計期間末 (平成16年12月31日)	当中間連結会計期間末 (平成17年12月31日)	前連結会計年度末 (平成17年6月30日)
1 有形固定資産の減価償却累計額 29,516千円	1 有形固定資産の減価償却累計額 52,409千円	1 有形固定資産の減価償却累計額 41,400千円

(中間連結損益計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成16年7月1日 至 平成16年12月31日)	当中間連結会計期間 (自 平成17年7月1日 至 平成17年12月31日)	前連結会計年度 (自 平成16年7月1日 至 平成17年6月30日)
1 販売費及び一般管理費の主要内容 コンサルタント料 38,491千円 上場関連費 40,956千円	1 販売費及び一般管理費の主要内容 上場関連費 281,024千円 地代家賃 89,872千円 給料及び手当 107,773千円	1 販売費及び一般管理費の主要内容 上場関連費 140,451千円 地代家賃 46,827千円 給料及び手当 75,206千円 貸倒引当金繰入額 14,992千円
2 減価償却実施額 有形固定資産 2,431千円 無形固定資産 21,160千円	2 減価償却実施額 有形固定資産 17,370千円 無形固定資産 1,974千円	2 減価償却実施額 有形固定資産 10,042千円 無形固定資産 43,960千円

前中間連結会計期間 (自 平成16年7月1日 至 平成16年12月31日)	当中間連結会計期間 (自 平成17年7月1日 至 平成17年12月31日)	前連結会計年度 (自 平成16年7月1日 至 平成17年6月30日)																				
3	3 固定資産売却益の内訳 建物及び構築物 8,945千円	3																				
	<p>4 減損損失 当中間連結会計期間において当社は以下の資産について減損損失を計上しております。</p> <table border="1" data-bbox="512 450 901 831"> <thead> <tr> <th>場所</th> <th>用途</th> <th>種類</th> <th>金額(千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本社</td> <td>その他事業 (ドレッシ ーネット事 業)</td> <td>ソフトウ ェア</td> <td>28,733</td> </tr> <tr> <td>本社</td> <td>その他事業 (携帯電話 コンテンツ 事業)</td> <td>営業権</td> <td>36,943</td> </tr> <tr> <td>本社</td> <td>その他事業 (携帯電話 コンテンツ 事業)</td> <td>コンテン ツ使用許 諾料</td> <td>29,142</td> </tr> <tr> <td>本社</td> <td>遊休資産</td> <td>ソフトウ ェア</td> <td>86,786</td> </tr> </tbody> </table> <p>当社グループは、事業の種類別に 絵画事業、ホットヨガ事業、CD・ DVD販売事業、アミューズメント事 業及びその他事業にグルーピングし ております。</p> <p>グルーピングの単位である各事業 において、その他事業のうちドレッ シーネット事業は、前事業年度まで の過去2年間赤字であり、当連結会 計年度も黒字化が達成できず、今後 も黒字化の見通しが立たなくなった ため、これらの事業に使用している ソフトウェアの帳簿価額を回収可能 価額まで減額しております。また、 携帯電話コンテンツ事業は新規プロ バイダーの開拓に注力しているもの の、エムピオンアジア社との独占契 約の解除もあり当初予定のダウンロ ード件数の確保に時間を要するた め、遊休資産の認定を行っております。</p> <p>営業権、コンテンツ使用許諾料に ついて同様の処理をし、当該減少額 (181,606千円)を減損損失として特 別損失に計上しております。</p> <p>当中間連結会計期間の減損損失の 測定に使用した回収可能価額は正味 売却可能価額及び使用価値でありま す。正味売却可能価額については、 売却可能価額により算定しており、 使用価値については、将来のキャッ シュ・フローを5%で割り引いて算 定しております。</p>	場所	用途	種類	金額(千円)	本社	その他事業 (ドレッシ ーネット事 業)	ソフトウ ェア	28,733	本社	その他事業 (携帯電話 コンテンツ 事業)	営業権	36,943	本社	その他事業 (携帯電話 コンテンツ 事業)	コンテン ツ使用許 諾料	29,142	本社	遊休資産	ソフトウ ェア	86,786	
場所	用途	種類	金額(千円)																			
本社	その他事業 (ドレッシ ーネット事 業)	ソフトウ ェア	28,733																			
本社	その他事業 (携帯電話 コンテンツ 事業)	営業権	36,943																			
本社	その他事業 (携帯電話 コンテンツ 事業)	コンテン ツ使用許 諾料	29,142																			
本社	遊休資産	ソフトウ ェア	86,786																			

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成16年7月1日 至 平成16年12月31日)	当中間連結会計期間 (自 平成17年7月1日 至 平成17年12月31日)	前連結会計年度 (自 平成16年7月1日 至 平成17年6月30日)
1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成16年12月31日現在) 現金及び預金 773,203千円 現金及び現金同等物 773,203千円	1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成17年12月31日現在) 現金及び預金 352,800千円 現金及び現金同等物 352,800千円	1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成17年6月30日現在) 現金及び預金 562,066千円 現金及び現金同等物 562,066千円

(リース取引関係)

前中間連結会計期間 (自 平成16年7月1日 至 平成16年12月31日)	当中間連結会計期間 (自 平成17年7月1日 至 平成17年12月31日)	前連結会計年度 (自 平成16年7月1日 至 平成17年6月30日)																																						
<p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <p>リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>車両運搬具 (千円)</th> <th>工具器具及び備品 (千円)</th> <th>ソフトウェア (千円)</th> <th>合計 (千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取得価額相当額</td> <td>7,361</td> <td>1,622</td> <td>52,000</td> <td>60,983</td> </tr> <tr> <td>減価償却累計額相当額</td> <td>7,018</td> <td>1,622</td> <td>49,771</td> <td>58,412</td> </tr> <tr> <td>中間期末残高相当額</td> <td>342</td> <td>0</td> <td>2,228</td> <td>2,571</td> </tr> </tbody> </table> <p>未経過リース料中間期末残高相当額</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>1年以内</td> <td>2,809千円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>0 "</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>2,809千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>支払リース料</td> <td>10,684千円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>9,620千円</td> </tr> <tr> <td>支払利息相当額</td> <td>150千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法</p> <p>減価償却費相当額の算定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リース期間を耐用年数とし、残存価格を零とする定額法によっております。 <p>利息相当額の算定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リース料総額とリース物件の取得原価相当額の差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。 		車両運搬具 (千円)	工具器具及び備品 (千円)	ソフトウェア (千円)	合計 (千円)	取得価額相当額	7,361	1,622	52,000	60,983	減価償却累計額相当額	7,018	1,622	49,771	58,412	中間期末残高相当額	342	0	2,228	2,571	1年以内	2,809千円	1年超	0 "	合計	2,809千円	支払リース料	10,684千円	減価償却費相当額	9,620千円	支払利息相当額	150千円		<p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <p>リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額</p> <p>リース期間が満了したため該当事項はありません。</p> <p>未経過リース料期末残高相当額</p> <p>リース期間が満了したため該当事項はありません。</p> <p>支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>支払リース料</td> <td>12,394千円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>11,163 "</td> </tr> <tr> <td>支払利息相当額</td> <td>150 "</td> </tr> </tbody> </table> <p>減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法</p> <p>減価償却費相当額の算定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リース期間を耐用年数とし、残存価格を零とする定額法によっております。 <p>利息相当額の算定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リース料総額とリース物件の取得原価相当額の差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。 	支払リース料	12,394千円	減価償却費相当額	11,163 "	支払利息相当額	150 "
	車両運搬具 (千円)	工具器具及び備品 (千円)	ソフトウェア (千円)	合計 (千円)																																				
取得価額相当額	7,361	1,622	52,000	60,983																																				
減価償却累計額相当額	7,018	1,622	49,771	58,412																																				
中間期末残高相当額	342	0	2,228	2,571																																				
1年以内	2,809千円																																							
1年超	0 "																																							
合計	2,809千円																																							
支払リース料	10,684千円																																							
減価償却費相当額	9,620千円																																							
支払利息相当額	150千円																																							
支払リース料	12,394千円																																							
減価償却費相当額	11,163 "																																							
支払利息相当額	150 "																																							

(有価証券関係)

前中間連結会計期間末（平成16年12月31日）

1 時価評価されていない主な有価証券の内容

区 分	中間連結貸借対照表計上額（千円）
その他有価証券 非上場株式	45,000
合 計	45,000

当中間連結会計期間末（平成17年12月31日）

1 時価評価されていない主な有価証券の内容

区 分	中間連結貸借対照表計上額（千円）
その他有価証券 非上場株式	16,208
合 計	16,208

前連結会計年度末（平成17年6月30日）

1 時価評価されていない主な有価証券の内容

区 分	連結貸借対照表計上額（千円）
その他有価証券 非上場株式	16,208
合 計	16,208

(デリバティブ取引関係)

前中間連結会計期間（自 平成16年7月1日 至 平成16年12月31日）

当社グループは、デリバティブ取引を全く利用しておりませんので、該当事項はありません。

当中間連結会計期間（自 平成17年7月1日 至 平成17年12月31日）

当社グループは、デリバティブ取引を全く利用しておりませんので、該当事項はありません。

前連結会計年度（自 平成16年7月1日 至 平成17年6月30日）

当社グループは、デリバティブ取引を全く利用しておりませんので、該当事項はありません。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前中間連結会計期間(自 平成16年7月1日 至 平成16年12月31日)

	絵画事業 (千円)	CD・DVD販 売事業 (千円)	パナー広 告事業 (千円)	ホットヨ ガ事業 (千円)	その他事 業 (千円)	計 (千円)	消去又は 全社 (千円)	連結 (千円)
売上高								
(1)外部顧客に 対する売上高	1,118,923	109,118	126,309	24,155	11,793	1,390,299		1,390,299
(2)セグメント間の内部 売上高又は振替高								
計	1,118,923	109,118	126,309	24,155	11,793	1,390,299		1,390,299
営業費用	851,538	82,560	120,294	17,045	70,223	1,141,661	170,412	1,312,073
営業利益又は損失()	267,384	26,558	6,014	7,109	58,429	248,638	(170,412)	78,226

(注) 1 事業の区分は、内部管理上採用している区分によっております。

2 各事業区分の主な内容

- (1)絵画事業・・・絵画および関連商品の販売
- (2)CD・DVD販売事業・・・CD・DVD制作および販売
- (3)パナー広告事業・・・パナー広告販売
- (4)ホットヨガ事業・・・ホットヨガスタジオの運営
- (5)その他事業・・・携帯電話コンテンツ、ドレッシーネット、システムエンジニアリング事業等

3 営業費用のうち、消去又は全社の項目に含めた配賦不能営業費用(170,412千円)の主なものは、経営管理に係る費用であります。

当中間連結会計期間(自 平成17年7月1日 至 平成17年12月31日)

	絵画事業 (千円)	ホットヨ ガ事業 (千円)	CD・DVD販 売事業 (千円)	アミュー ズメント 事業 (千円)	その他事 業 (千円)	計 (千円)	消去又は 全社 (千円)	連結 (千円)
売上高								
(1)外部顧客に 対する売上高	1,141,899	273,263	21,920		7,930	1,445,014		1,445,014
(2)セグメント間の内部 売上高又は振替高								
計	1,141,899	273,263	21,920		7,930	1,445,014		1,445,014
営業費用	1,053,037	262,514	17,424	33,535	20,190	1,386,702	425,943	1,812,645
営業利益又は損失()	88,862	10,749	4,495	33,535	12,259	58,312	(425,943)	367,630

(注) 1 事業の区分は、内部管理上採用している区分によっております。

2 各事業区分の主な内容

- (1)絵画事業・・・絵画および関連商品の販売
- (2)ホットヨガ事業・・・ホットヨガスタジオの運営
- (3)CD・DVD販売事業・・・CD・DVD制作および販売
- (4)アミューズメント事業・・・アミューズメント施設の機器および設備の販売
- (5)その他事業・・・携帯電話コンテンツ、システムエンジニアリング、不動産事業等

3 営業費用のうち、消去又は全社の項目に含めた配賦不能営業費用(425,943千円)の主なものは、経営管理に係る費用であります。

前連結会計年度(自 平成16年7月1日 至 平成17年6月30日)

	絵画事業 (千円)	ホットヨガ事業 (千円)	CD・DVD販売事業 (千円)	アミューズメント事業 (千円)	その他事業 (千円)	計 (千円)	消去又は 全社 (千円)	連結 (千円)
売上高								
(1)外部顧客に 対する売上高	2,465,602	178,593	160,956	706,429	168,065	3,679,646		3,679,646
(2)セグメント間の内部 売上高又は振替高								
計	2,465,602	178,593	160,956	706,429	168,065	3,679,646		3,679,646
営業費用	1,910,430	177,711	129,401	708,309	211,633	3,137,486	406,665	3,544,152
営業利益又は損失()	555,171	882	31,554	1,879	43,568	542,160	(406,665)	135,494

- (注) 1 事業の区分は、内部管理上採用している区分によっております。
 2 各事業区分の主な内容
 (1)絵画事業・・・絵画および関連商品の販売
 (2)ホットヨガ事業・・・ホットヨガスタジオの運営
 (3)CD・DVD販売事業・・・CD・DVD制作および販売
 (4)アミューズメント事業・・・アミューズメント施設の機器および設備の販売
 (5)その他事業・・・携帯電話コンテンツ、システムエンジニアリング、風力発電、ドレッシェーネット
 パナー広告、健康食品事業
 3 営業費用のうち、消去又は全社の項目に含めた配賦不能営業費用(406,665千円)の主なものは、経営管理に
 係る費用であります。
 4 アミューズメント事業は、金額的重要性が増したため、独立掲記しております。
 5 パナー広告事業は、金額的重要性が低下したため、その他事業に含めております。

【所在地別セグメント情報】

前中間連結会計期間(自 平成16年7月1日 至 平成16年12月31日)

本邦以外の国又は地域に所在する連結子会社及び重要な在外支店はありませんので、該当事項はありません。

当中間連結会計期間(自 平成17年7月1日 至 平成17年12月31日)

本邦以外の国又は地域に所在する連結子会社及び重要な在外支店はありませんので、該当事項はありません。

前連結会計年度(自 平成16年7月1日 至 平成17年6月30日)

本邦以外の国又は地域に所在する連結子会社及び重要な在外支店はありませんので、該当事項はありません。

【海外売上高】

前中間連結会計期間(自 平成16年7月1日 至 平成16年12月31日)

海外売上高が、連結売上高の10%未満のため、海外売上高の記載を省略しております。

当中間連結会計期間(自 平成17年7月1日 至 平成17年12月31日)

海外売上高が、連結売上高の10%未満のため、海外売上高の記載を省略しております。

前連結会計年度(自 平成16年7月1日 至 平成17年6月30日)

海外売上高が、連結売上高の10%未満のため、海外売上高の記載を省略しております。

(1株当たり情報)

前中間連結会計期間 (自 平成16年7月1日 至 平成16年12月31日)		当中間連結会計期間 (自 平成17年7月1日 至 平成17年12月31日)		前連結会計年度 (自 平成16年7月1日 至 平成17年6月30日)								
1株当たり純資産額	4円78銭	1株当たり純資産額	47円20銭	1株当たり純資産額	5円23銭							
1株当たり中間純利益	0円11銭	1株当たり中間純損失	9円69銭	1株当たり当期純利益	0円18銭							
潜在株式調整後1株 当たり中間純利益	0円10銭	<p>なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、1株当たり中間純損失のため記載しておりません。</p> <p>平成17年5月27日開催の臨時株主総会決議により、平成17年7月1日をもって当社普通株式10株を1株に併合いたしました。同時に1単元の株式数を1,000株より100株に変更いたしました。</p> <p>当該株式併合が前連結会計年度の期首に行われたと仮定した場合の前中間連結会計期間における1株当たり情報及び前連結会計年度の期首に行われたと仮定した場合の前連結会計年度における1株当たり情報は、それぞれ以下の通りとなります。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>前中間連結会計期間</th> <th>前連結会計年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1株当たり純資産額 47円88銭</td> <td>1株当たり純資産額 52円32銭</td> </tr> <tr> <td>1株当たり中間純利益 1円18銭</td> <td>1株当たり当期純利益 1円88銭</td> </tr> <tr> <td>潜在株式調整後1株当たり 中間純利益 1円09銭</td> <td>潜在株式調整後1株当たり 当期純利益 1円68銭</td> </tr> </tbody> </table>	前中間連結会計期間	前連結会計年度	1株当たり純資産額 47円88銭	1株当たり純資産額 52円32銭	1株当たり中間純利益 1円18銭	1株当たり当期純利益 1円88銭	潜在株式調整後1株当たり 中間純利益 1円09銭	潜在株式調整後1株当たり 当期純利益 1円68銭	潜在株式調整後1株 当たり当期純利益	0円16銭
前中間連結会計期間	前連結会計年度											
1株当たり純資産額 47円88銭	1株当たり純資産額 52円32銭											
1株当たり中間純利益 1円18銭	1株当たり当期純利益 1円88銭											
潜在株式調整後1株当たり 中間純利益 1円09銭	潜在株式調整後1株当たり 当期純利益 1円68銭											

(注) 1株当たり中間(当期)純利益又は中間純損失及び潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益の算定上の基礎

	前中間連結会計期間 (自 平成16年7月1日 至 平成16年12月31日)	当中間連結会計期間 (自 平成17年7月1日 至 平成17年12月31日)	前連結会計年度 (自 平成16年7月1日 至 平成17年6月30日)
1株当たり中間(当期)純利益 又は中間純損失			
中間(当期)純利益又は 中間純損失() (千円)	74,278	991,358	125,170
普通株主に帰属しない金額(千円)			
普通株式に係る中間(当期)純利益 又は中間純損失() (千円)	74,278	991,358	125,170
普通株式の期中平均株式数(株)	630,505,521	102,206,258	664,538,041
潜在株式調整後1株当たり中間 (当期)純利益			
中間(当期)純利益調整額(千円)			
普通株式増加数(株)	49,500,000		80,264,901
(うち新株予約権)	(49,500,000)	()	(80,264,901)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要		<p>新株予約権 株主総会の特別決議日 平成14年11月28日 (ストックオプション としての新株予約権 の数13,960個) 臨時株主総会の決議日 平成17年5月27日 (第4回新株予約権の 数550,000個) 取締役会の決議日 平成17年10月21日 (第6回新株予約権の 数30,000個)</p>	

(重要な後発事象)

前連結中間会計期間 (自 平成16年7月1日 至 平成16年12月31日)	当連結中間会計期間 (自 平成17年7月1日 至 平成17年12月31日)	前連結会計年度 (自 平成16年7月1日 至 平成17年6月30日)								
<p>手形訴訟の経過に関して</p> <p>1. 経過報告</p> <p>当社は、下記2以下の通り又来渉氏、榊原三郎氏、漢和貿易株式会社より、所持する約束手形に当社の旧商号である「株式会社リキッドオーディオジャパン代表取締役黒木正博」の裏書があることから、3件合計で2億5,000万円の支払いを求める手形訴訟を提起され、後にいずれも通常訴訟手続きに移行して審理されていきました。その後平成16年3月29日に、上記3件につき、東京地方裁判所から原告全員の請求を棄却するとの判決が言い渡され、平成16年10月6日に、東京高等裁判所は各控訴を棄却し、平成16年10月29日までに榊原三郎氏、漢和貿易株式会社の2件については上告が無く、当社の全面勝訴判決が確定し、又来渉氏については最高裁判所への上告提起が為されましたが、平成17年2月28日、最高裁判所より平成17年2月25日付で上告棄却及び上告受理申立に対して不受理とする各決定がなされたとの通知があり、又来氏の裁判についても当社全面勝訴判決が確定しました。</p> <p>2. 訴訟の原因及び提起に至った経緯</p> <p>(1) 原告 又来 渉氏</p> <p>平成13年1月31日に株式会社スーパーファクトリー（代表取締役 黒木正博）が振り出した約束手形1億円につき、「株式会社リキッドオーディオジャパン代表取締役社長黒木正博」の記載が裏書人欄にあり、平成15年3月3日の満期に所持人（又来 渉氏）が支払呈示したものの不渡りとなったことから、当社に対して裏書人としての責任を求めるため訴訟となったものです。</p>	<p>1. 子会社設立について</p> <p>平成18年1月25日開催の取締役会において、子会社を設立することを決議いたしました。</p> <p>(1) 設立の目的</p> <p>当社が運営展開しているホットヨガ事業に不可欠な水につき、新たに需要が高まっている水素水を製造することを目的とし、100%出資の子会社を設立するものです。当該子会社は、過飽和状態の高濃度の水素を中性で長期間溶存できる特許技術を持つ企業と技術提携し、パブリック方式では為し得ないハイレベルで安全かつ高性能な水素水を製造いたします。当社は、当該子会社が製造した水素水を仕入れ、ホットヨガ事業ならびに他の販路へ販売して売上といたします。</p> <p>(2) 子会社の概要</p> <p>商 号：エヌディーアクア株式会社</p> <p>所在地：東京都新宿区新宿2-8-6 アクシスビル3階</p> <p>設立時期：平成18年2月</p> <p>資本金：5,000万円</p> <p>株 主：ニューディール株式会社(100%)</p> <p>代表者：代表取締役社長 押見 敏哉 (当社取締役副社長)</p> <p>事業内容：水素水を含む飲料水の製造ならびに販売</p> <p>従業員数：3名</p> <p>決算期：6月30日</p> <p>2. 子会社の設立について</p> <p>平成18年1月25日開催の取締役会において、子会社を設立することを決議いたしました。</p> <p>(1) 設立の目的</p> <p>需要の高まりを見せる中国大都市現代絵画市場に対して販路を拡張することを目的とし、100%出資の子会社を設立するものです。</p>	<p>1. 株式併合及び1単元の株式数の変更について</p> <p>将来における普通株式の発行済株式数の適正化を図ることを目的として、平成17年5月27日開催の臨時株主総会決議により、平成17年7月1日をもって当社普通株式10株を1株に併合いたしました。同時に1単元の株式数を1,000株より100株に変更いたしました。</p> <p>当該株式併合が前期首に行われたと仮定した場合の前連結会計年度における1株当たり情報及び当期首に行われたと仮定した場合の当連結会計年度における1株当たり情報は、それぞれ以下の通りとなります。</p> <table border="1" data-bbox="930 808 1319 1099"> <thead> <tr> <th>前連結会計年度</th> <th>当連結会計年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>当連結会計年度より連結財務諸表を作成しておりますので、前連結会計年度の記載は行っておりません。</td> <td>1株当たり純資産額 52円32銭</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1株当たり当期純利益 1円88銭</td> </tr> <tr> <td></td> <td>潜在株式調後1株当たり当期純利益 1円68銭</td> </tr> </tbody> </table> <p>2. 業務提携の解消について</p> <p>平成16年8月19日に締結いたしました株式会社ビジネスアイとの業務提携につきましては、平成17年8月18日に契約期間が満了となりましたので解消いたします。</p> <p>当初、株式会社ビジネスアイが製造販売する「養蜂堂」ブランドの健康食品につき、販売支援を行ってきましたが、当社独自の販売チャネルの獲得に難航した結果、事業採算性の観点から契約を解消するものです。</p> <p>3. 第三者割当による新株予約権発行に関して</p> <p>平成17年9月13日開催の取締役会において、下記の通り「株主以外のものに対し第5回新株予約権を発行する件」を決議いたしました。</p>	前連結会計年度	当連結会計年度	当連結会計年度より連結財務諸表を作成しておりますので、前連結会計年度の記載は行っておりません。	1株当たり純資産額 52円32銭		1株当たり当期純利益 1円88銭		潜在株式調後1株当たり当期純利益 1円68銭
前連結会計年度	当連結会計年度									
当連結会計年度より連結財務諸表を作成しておりますので、前連結会計年度の記載は行っておりません。	1株当たり純資産額 52円32銭									
	1株当たり当期純利益 1円88銭									
	潜在株式調後1株当たり当期純利益 1円68銭									

前連結中間会計期間 (自 平成16年 7月 1日 至 平成16年12月31日)	当連結中間会計期間 (自 平成17年 7月 1日 至 平成17年12月31日)	前連結会計年度 (自 平成16年 7月 1日 至 平成17年 6月30日)
<p>(2) 原告 榊原三郎氏 平成11年 6月27日に株式会社インターネット・コミュニケーションズ(代表取締役 大神田正文)が振り出した約束手形1億円につき、「株式会社リキッドオーディオジャパン代表取締役社長 黒木正博」の記載が裏書人欄にあり、平成15年 2月20日の満期に所持人(榊原三郎氏)が支払呈示したものの不渡りとなったことから、当社に対して裏書人としての責任を求めため訴訟となったものです。</p> <p>(3) 原告 漢和貿易株式会社 平成11年 6月28日に株式会社スーパーファクトリー(代表取締役 黒木正博)が振り出した約束手形5,000万円につき、「株式会社リキッドオーディオジャパン代表取締役 黒木正博」の記載が裏書人欄にあり、平成15年 3月28日の満期に所持人(漢和貿易株式会社)が支払呈示したものの不渡りとなったことから、当社に対して裏書人としての責任を求めため訴訟となったものです。</p> <p>3. 訴訟を提起した者</p> <p>(1)原告 又来 渉氏 名称 又来 渉 所在地 東京都港区六本木 4丁目 1番16号 - 308号</p> <p>(2)原告 榊原三郎氏 名称 榊原三郎氏 所在地 横浜市中区山手町24番地</p> <p>(3)原告 漢和貿易株式会社 名称 漢和貿易株式会社 所在地 東京都渋谷区富ヶ谷 1丁目35番22号</p>	<p>当該子会社は、まずは上海を拠点として第一号店舗「上海茂名画廊」を本年 4月にオープンさせ、中国の富裕層をターゲットに、シャガールやルノアールなど有名絵画を中心に販売。優良な顧客獲得と継続的な販売を見込みます。昨年の北京における現代絵画市場は年間約56億円規模となっており、北京のみならず上海、香港など富裕層の多い都市を中心に現代絵画の需要が高まっています。今後は北京にも進出し、店舗拡張する予定です。当社は当該子会社に対して当社の仕入れた絵画を納入し、売上といたします。</p> <p>(2)子会社の概要</p> <p>商 号: 上海如德利貿易有限公司 所在地: 中華人民共和国上海市戸湾区茂名南路165号乙 設立時期: 平成18年 2月 資 本 金: 300万人民币(日本円約4,500万円) 株 主: ニューディール株式会社(100%) 代 表 者: 代表取締役社長 山本 忠之 事業内容: 絵画の販売、卸、輸入、輸出業務、版画の制作業務、絵画店舗運営業務 従業員数: 3名 決 算 期: 6月30日</p>	<p>(1)新株予約権を発行する理由 将来の新株予約権行使により調達した資金を用い、当社子会社であります株式会社エヌディーサービスの事業基盤を確立し、事業拡大を図ることを目的とし、特定の第三者に対して新株予約権を発行しようとするものであります。</p> <p>(2)新株予約権の発行要領</p> <p>1)新株予約権の名称 ニューディール株式会社第 5 回新株予約権</p> <p>2)新株予約権の目的たる株式の種類及び数 株式の種類及び数 当社普通株式12,000,000株(新株予約権 1個につき1,000株) 株式の数の調整 当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合には、各新株予約権の目的たる株式の数は次の算式により調整されるものとし、調整の結果生じる 1株未満の端数は切り捨てます。 調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率</p> <p>3)発行する新株予約権の総数 12,000個</p> <p>4)新株予約権の発行価額 100円(1株あたり0.1円)</p> <p>5)新株予約権の発行価額の総額 1,200,000円</p> <p>6)募集方法 特定の第三者に割り当てます。</p>

前連結中間会計期間 (自 平成16年 7月 1日 至 平成16年12月31日)	当連結中間会計期間 (自 平成17年 7月 1日 至 平成17年12月31日)	前連結会計年度 (自 平成16年 7月 1日 至 平成17年 6月30日)
<p>4. 訴訟の内容及び請求額</p> <p>(1)原告 又来 渉氏 訴訟の内容 約束手形金請求事件 請求金額 金100,000,000円</p> <p>(2)原告 榊原三郎氏 訴訟の内容 約束手形金請求事件 請求金額 金100,000,000円</p> <p>(3)原告 漢和貿易株式会社 訴訟の内容 約束手形金請求事件 請求金額 金50,000,000円</p>	<p>3.業務提携及び業務提携解除について</p> <p>平成18年 2月23日開催の取締役会において、当社の風力発電事業につき、株式会社ルキナとの業務提携契約を解除し、日本再生エネルギー株式会社と新たに業務提携契約を締結することを決議いたしました</p> <p>(1)業務提携解除及び業務提携の理由</p> <p>当社は株式会社ルキナと共に風力発電事業を進めてまいりましたが、ルキナ社製の風力発電設備よりも日本再生エネルギー社製の設備の方が効率も良く、かつ安価に仕上げられるという特徴を持っており、ルキナ社との開発と平行して日本再生エネルギー社にも開発を委託しておりました。このたび、ルキナ社との契約について解約合意に至ったため、ルキナ社との契約は終了。新たに日本再生エネルギー社と契約締結することにしたものです。なお、日本再生エネルギー社は、既に風力発電設備の試作品の完成にこぎつけております。</p> <p>(2)業務提携の内容</p> <p>当社は風力発電設備の主要な部品を調達し、日本再生エネルギー社へ納入。また、日本再生エネルギー社が製造した風力発電設備を当社が開拓した販路に向けて販売いたします。</p> <p>(3)日本再生エネルギー株式会社の概要</p> <p>名称 日本再生エネルギー株式会社</p> <p>主な事業内容 風力発電設備の開発・製造</p> <p>設立年月日 平成 5年 7月 2日</p> <p>本店所在地 東京都千代田区麹町 2 - 10 - 3</p> <p>代表者 高尾 昭典</p>	<p>7)新株予約権の割当を受ける者及び割り当てる新株予約権の数 割当先 (住 所)東京都千代田区 紀尾井町 4 番 1 号ニューオータ 二新紀尾井町ビ ル 3 階 (社 名)紀尾井町 T 2 O M再生事業投資 事業組合 (代 表 者)田谷 廣明 (事業内容)投資業 割り当てる新株予約権の数 12,000個</p> <p>8)新株予約権の申込期間 平成17年10月 1日</p> <p>9)新株予約権の払込期日及び発行日 平成17年10月 1日</p> <p>10)各新株予約権の行使に際して払込を為すべき額(以下「行使価額」という)</p> <p>行使価額 1 個につき83,000円 (1 株につき83円) 行使価額の調整</p> <p>行使価額は、当社が時価を下回る払込金額で新株式を発行する場合は、次の算式により調整されます。尚、次の算式において「既発行株式数」には、当社が自己株式として保有する当社普通株式の数は含まないものとし、当社が時価を下回る払込金額で新株式を発行し、又は自己株式を処分する場合には、「新発行株式数」には当該発行又は処分される株式数を含むものとし、但し、円位未満小数は切り捨てます。</p> $\begin{array}{r} \text{調整後} \\ \text{行使価} \\ \text{額} \end{array} = \begin{array}{r} \text{調整前} \\ \text{行使価} \\ \text{額} \end{array} \times \begin{array}{r} \text{既発} \\ \text{行株} \\ \text{式数} \end{array} + \frac{\begin{array}{r} \text{新発行株式} \\ \text{数} \times 1 \text{ 株あ} \\ \text{たり払込金} \\ \text{額} \end{array}}{\begin{array}{r} 1 \text{ 株あたり} \\ \text{時価} \end{array}}$ <p style="text-align: right;">既発行株式数 + 新発行株式数</p>

前連結中間会計期間 (自 平成16年7月1日 至 平成16年12月31日)	当連結中間会計期間 (自 平成17年7月1日 至 平成17年12月31日)	前連結会計年度 (自 平成16年7月1日 至 平成17年6月30日)																														
	<p>資本の額 12,730万円</p> <p>従業員数 7名</p> <p>大株主構成及び持株比率</p> <table border="1" data-bbox="564 412 903 719"> <thead> <tr> <th>株主名</th> <th>所有株式数 (株)</th> <th>シェア (%)</th> <th>事業者との関係</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高尾昭典</td> <td>431</td> <td>16.93</td> <td>代表取締役</td> </tr> <tr> <td>株ブレーション</td> <td>420</td> <td>16.50</td> <td>関連会社</td> </tr> <tr> <td>株泰光 E & C</td> <td>390</td> <td>15.32</td> <td>海外投資</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>1,241</td> <td>48.75</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>最近事業年度における業績の動向</p> <table border="1" data-bbox="564 779 903 949"> <thead> <tr> <th></th> <th>17年2月期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>売上高</td> <td>105百万円</td> </tr> <tr> <td>経常損失</td> <td>21百万円</td> </tr> <tr> <td>当期純損失</td> <td>22百万円</td> </tr> <tr> <td>総資産</td> <td>180百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>当社との関係 取引関係、人的関係ともにございませぬ。</p> <p>4. 訴訟の判決言い渡しについて (1) 経過報告 当社は、下記(2)以下の通り門脇建設株式会社 代表取締役 門脇豊明氏から、同社が所持する額面金 2 億5,000万円の約束手形に当社の旧商号である「株式会社リキッドオーディオジャパン代表取締役黒木正博」の裏書があることから、平成16年9月27日に2億5,000万円の支払いを求める手形訴訟を提起され、平成16年11月5日に通常訴訟手続に移行して審理されてきました。平成18年3月8日に東京地方裁判所から原告の請求を棄却するとの判決が言い渡され、当社全面勝訴となりました。</p>	株主名	所有株式数 (株)	シェア (%)	事業者との関係	高尾昭典	431	16.93	代表取締役	株ブレーション	420	16.50	関連会社	株泰光 E & C	390	15.32	海外投資	合計	1,241	48.75			17年2月期	売上高	105百万円	経常損失	21百万円	当期純損失	22百万円	総資産	180百万円	<p>尚、行使価額は、株式の分割または株式併合の場合、時価を下回る払い込み価額で自己株式を処分する場合、株式に転換できる証券を発行する場合、又は新株予約権若しくは新株予約権を付与された証券の発行が行われる場合にも当社が必要と認める調整を行います。</p> <p>11) 新株予約権の行使に際して払込を為すべき額の総額 996,000,000円</p> <p>12) 新株予約権の行使により発行する株式の発行価額 1個につき83,100円(1株につき83.1円)</p> <p>13) 新株予約権の行使により発行する株式の発行価額の総額 997,200,000円</p> <p>14) 新株予約権の発行価額及びその行使の際の払込金額の算定理由 現在の東京証券取引所マザーズ市場における当社の株価推移を総合的に勘案し、各新株予約権の発行価額は、上記4)のとおりとした。さらに、新株予約権の行使に際して払込をなすべき額については、平成17年9月1日から平成17年9月9日までの7営業日の東京証券取引所における当社普通株式の終値の平均89.57143円の92.6635%の1株あたり83円とした。</p> <p>15) 新株予約権の行使により発行する株式の発行価額中資本に組み入れない額 新株予約権の行使により発行する株式の発行価額中、資本に組み入れない額は、当該発行価額より資本に組み入れる額を減じた額とします。資本に組み入れる額とは、当該発行価額に0.5を乗じた額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合は、その端数を切り上げた額とします。</p>
株主名	所有株式数 (株)	シェア (%)	事業者との関係																													
高尾昭典	431	16.93	代表取締役																													
株ブレーション	420	16.50	関連会社																													
株泰光 E & C	390	15.32	海外投資																													
合計	1,241	48.75																														
	17年2月期																															
売上高	105百万円																															
経常損失	21百万円																															
当期純損失	22百万円																															
総資産	180百万円																															

前連結中間会計期間 (自 平成16年7月1日 至 平成16年12月31日)	当連結中間会計期間 (自 平成17年7月1日 至 平成17年12月31日)	前連結会計年度 (自 平成16年7月1日 至 平成17年6月30日)
	<p>(2) 訴訟の原因及び提起に至った経緯 平成11年9月29日に株式会社スーパーファクトリー（代表取締役 黒木正博）が振り出した約束手形2億5,000万円につき、「株式会社リキッドオーディオジャパン代表取締役 黒木正博」の記載が裏書人欄にあり、平成16年8月12日の満期に所持人が取り立てたところ、不渡りとなった為、当社にその支払いを求めたものであります。</p> <p>(3) 訴訟を提起した者 名称 門脇建設株式会社 代表取締役 門脇豊明 所在地 八王子市散田町五丁目30番10号</p> <p>(4) 訴訟の内容及び請求額 訴訟の内容 約束手形金請求事件 請求金額 金250,000,000円</p>	<p>16) 新株予約権の行使により発行された当社普通株式に対する利益配当等の計算 本新株予約権の行使により交付する株式に関する最初の利益配当金又は中間配当金（商法293条ノ5による金銭の分配）は、本新株予約権の行使が1月1日から6月30日までになされたときは1月1日に、7月1日から12月31日までになされたときは7月1日に、それぞれ行使があったものとみなして、これを支払います。</p> <p>17) 新株予約権の行使期間 平成17年10月2日より平成17年12月27日とします。</p> <p>18) 新株予約権の行使条件 各新株予約権の行使に当たっては、一部行使は出来ないものとします。</p> <p>19) 新株予約権の消却事由及び消却条件 当社が吸収合併による消滅並びに株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となることを、当社の株主総会で決議した場合、未行使の新株予約権の全部を無償にて消却することができます。</p> <p>20) 譲渡制限 本新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を受けなければこれをすることができないものとします。</p> <p>21) 新株予約権の行使請求受付場所 当社管理本部</p> <p>22) 新株予約権の行使に際して払込を取り扱う銀行及びその取扱の場所 株式会社三井住友銀行 新橋支店</p> <p>23) 新株予約権証券の発行 新株予約権証券は、新株予約権者の請求があるときに限り、当社はこれを発行します。</p> <p>24) 前記各号については、証券取引法に基づく届出の効力発生を条件とします。</p>

前連結中間会計期間 (自 平成16年7月1日 至 平成16年12月31日)	当連結中間会計期間 (自 平成17年7月1日 至 平成17年12月31日)	前連結会計年度 (自 平成16年7月1日 至 平成17年6月30日)																						
		<p>(3)新株予約権発行の日程</p> <table border="1" data-bbox="927 286 1326 674"> <tr> <td>平成17年9月13日 (火)</td> <td>新株予約権発行決議</td> </tr> <tr> <td>平成17年9月13日 (火)</td> <td>有価証券届出書提出</td> </tr> <tr> <td>平成17年9月16日 (金)(予定)</td> <td>新株予約権発行に関する法定公告掲出日</td> </tr> <tr> <td>平成17年9月21日 (水)(予定)</td> <td>有価証券届出書効力発生</td> </tr> <tr> <td>平成17年10月1日 (土)(予定)</td> <td>新株予約権払込期日・新株予約権発行日</td> </tr> <tr> <td>平成17年10月2日 (日)(予定)</td> <td>新株予約権行使開始日</td> </tr> </table> <p>(4)新株予約権行使後の発行済株式総数の推移</p> <table border="1" data-bbox="927 741 1326 1077"> <tr> <td>現在の発行済株式総数</td> <td>72,654,900株</td> </tr> <tr> <td>ストックオプション未行使分(発行日:平成15年11月27日)</td> <td>1,396,000株</td> </tr> <tr> <td>第4回新株予約権未行使分</td> <td>120,000,000株</td> </tr> <tr> <td>第5回新株予約権未行使分</td> <td>12,000,000株</td> </tr> <tr> <td>新株予約権行使後の発行済株式総数</td> <td>206,050,900株</td> </tr> </table> <p>(5)新株予約権発行の理由及び資金の用途</p> <ol style="list-style-type: none"> 1)新株予約権発行の理由 事業の構築・拡大 2)増資調達資金の用途 連結子会社(株式会社エヌディーサービス)事業の構築・拡大 	平成17年9月13日 (火)	新株予約権発行決議	平成17年9月13日 (火)	有価証券届出書提出	平成17年9月16日 (金)(予定)	新株予約権発行に関する法定公告掲出日	平成17年9月21日 (水)(予定)	有価証券届出書効力発生	平成17年10月1日 (土)(予定)	新株予約権払込期日・新株予約権発行日	平成17年10月2日 (日)(予定)	新株予約権行使開始日	現在の発行済株式総数	72,654,900株	ストックオプション未行使分(発行日:平成15年11月27日)	1,396,000株	第4回新株予約権未行使分	120,000,000株	第5回新株予約権未行使分	12,000,000株	新株予約権行使後の発行済株式総数	206,050,900株
平成17年9月13日 (火)	新株予約権発行決議																							
平成17年9月13日 (火)	有価証券届出書提出																							
平成17年9月16日 (金)(予定)	新株予約権発行に関する法定公告掲出日																							
平成17年9月21日 (水)(予定)	有価証券届出書効力発生																							
平成17年10月1日 (土)(予定)	新株予約権払込期日・新株予約権発行日																							
平成17年10月2日 (日)(予定)	新株予約権行使開始日																							
現在の発行済株式総数	72,654,900株																							
ストックオプション未行使分(発行日:平成15年11月27日)	1,396,000株																							
第4回新株予約権未行使分	120,000,000株																							
第5回新株予約権未行使分	12,000,000株																							
新株予約権行使後の発行済株式総数	206,050,900株																							

(2) 【その他】

該当事項はありません。

2 【中間財務諸表等】

(1) 【中間財務諸表】

【中間貸借対照表】

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成16年12月31日)		当中間会計期間末 (平成17年12月31日)		前事業年度の 要約貸借対照表 (平成17年6月30日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
(資産の部)							
流動資産							
1 現金及び預金		723,203		348,553		551,500	
2 売掛金		869,873		1,466,582		1,600,698	
3 たな卸資産		527,016		2,176,683		461,821	
4 前渡金		339,384		1,805,549		307,178	
5 未収入金				1,053,051			
6 短期貸付金		196,920		964,839		336,730	
7 その他	2	78,697		107,338		90,588	
貸倒引当金		86,757		388,153		94,357	
流動資産合計		2,648,336	83.5	7,534,445	90.7	3,254,160	82.9
固定資産							
1 有形固定資産	1	34,589		376,185		150,374	
2 無形固定資産		298,399		16,521		200,101	
3 投資その他の資産							
(1) 投資有価証券		45,000		13,208		13,208	
(2) 関係会社株式		50,000		50,000		50,000	
(3) 長期貸付金		342,109				0	
(4) 敷金保証金		42,310		214,009		143,079	
(5) 差入保証金		450,000		0		0	
(6) その他		2,362		100,240		112,165	
貸倒引当金		742,109				0	
投資その他の資産 合計		189,672		377,458		318,454	
固定資産合計		522,662	16.5	770,165	9.3	668,929	17.1
資産合計		3,170,998	100.0	8,304,611	100.0	3,923,090	100.0

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成16年12月31日)		当中間会計期間末 (平成17年12月31日)		前事業年度の 要約貸借対照表 (平成17年6月30日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
(負債の部)							
流動負債							
1	買掛金	22,220		952,221		5,473	
2	短期借入金	6,000					
3	未払金	28,592		173,457		61,143	
4	未払費用	976		476		7,033	
5	新株引受権	8,200		8,500		12,000	
6	預り金	2,173		8,340		2,131	
7	未払法人税等	11,745		13,023		27,348	
8	その他	4,976		11,852		4,976	
	流動負債合計	84,884	2.7	1,167,872	14.1	120,105	3.1
	負債合計	84,884	2.7	1,167,872	14.1	120,105	3.1
(資本の部)							
	資本金	6,069,850	191.4	8,528,800	102.7	6,401,950	163.2
資本剰余金							
1	資本準備金	4,420,453		2,126,850		4,752,553	
	資本剰余金合計	4,420,453	139.4	2,126,850	25.6	4,752,553	121.1
利益剰余金							
1	中間(当期)未処理 損失	7,404,189		3,518,910		7,351,518	
	利益剰余金合計	7,404,189	233.5	3,518,910	42.4	7,351,518	187.4
自己株式							
	資本合計	3,086,114	97.3	7,136,739	85.9	3,802,985	96.9
	負債・資本合計	3,170,998	100.0	8,304,611	100.0	3,923,090	100.0

【中間損益計算書】

区分	注記 番号	前中間会計期間 (自 平成16年7月1日 至 平成16年12月31日)		当中間会計期間 (自 平成17年7月1日 至 平成17年12月31日)		前事業年度の 要約損益計算書 (自 平成16年7月1日 至 平成17年6月30日)	
		金額(千円)	百分比 (%)	金額(千円)	百分比 (%)	金額(千円)	百分比 (%)
売上高		1,390,299	100.0	1,445,014	100.0	2,973,217	100.0
売上原価		1,032,679	74.3	1,078,833	74.7	2,187,707	73.6
売上総利益		357,620	25.7	366,181	25.3	785,509	26.4
販売費及び一般管理費	5	279,394	20.1	700,276	48.5	650,835	21.9
営業利益又は 営業損失()		78,226	5.6	334,095	23.1	134,674	4.5
営業外収益	1	4,345	0.3	4,920	0.3	7,583	0.3
営業外費用	2	7,687	0.6	103,501	7.2	12,960	0.4
経常利益又は 経常損失()		74,883	5.4	432,675	29.9	129,297	4.3
特別利益	3			8,945	0.6		
特別損失	4 6			494,381	34.2		
税引前中間(当期) 純利益又は税引前 中間純損失()		74,883	5.4	918,110	63.5	129,297	4.3
法人税、住民税 及び事業税		605	0.0	1,835	0.1	2,348	0.1
中間(当期)純利益 又は中間純損失()		74,278	5.3	919,945	63.6	126,948	4.3
前期繰越損失		7,478,467		2,598,964		7,478,467	
中間(当期)未処理 損失		7,404,189		3,518,910		7,351,518	

継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況

前中間会計期間 (自 平成16年7月1日 至 平成16年12月31日)	当中間会計期間 (自 平成17年7月1日 至 平成17年12月31日)	前事業年度 (自 平成16年7月1日 至 平成17年6月30日)
<p>当社は、当中間会計期間において設立以来初めて営業利益78百万円を計上することができましたが、営業活動によるキャッシュ・フロー面においては前中間会計期間に引続き当中間会計期間も 1,190百万円となり継続的に営業活動によるキャッシュ・フローのマイナスが続いております。これにより、当社は継続企業の前提に関する重要な疑義が存在しております。</p> <p>当社は当該状況を解消し、財務体質の改善を行うべく、前期(平成16年6月期)より中期3ヵ年計画を実施しております。当期はその第2年度にあたり、黒字達成の年度と位置づけております。この目標を達成するために、担当役員を選任し絵画事業やホットヨガ事業を含めた新規事業を推進しております。これらの事業は程度の差はあるものの、まずは順調に推移しております。特に絵画事業は新規取引先の開拓が堅調に推移し、当社の基幹事業として確立するに至っております。</p> <p>また新規事業の資金調達及び財務の改善については、平成15年2月14日第1回新株予約権ならびに平成15年5月16日第2回新株予約権はその全ての権利行使を終え、平成16年3月30日第3回新株予約権も順調に権利行使されたことにより、資本の充実が講じられ、再建のための具体的な経営計画を着実に実施しております。</p> <p>中間財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な疑義の影響を中間財務諸表には反映しておりません。</p>	<p>当社は、当中間会計期間において営業損失334百万円が発生しております。また、営業キャッシュ・フロー面においても当中間会計期間も 3,452百万円となり、継続的にキャッシュ・フローのマイナスが続いております。これにより、当社は継続企業の前提に関する重要な疑義が存在しております。</p> <p>当期は、前々期(平成16年6月期)から開始しました新規事業の事業定着につとめ、前述の中期3ヵ年計画最終年度であることを踏まえた黒字定着の年度と考えております。事業基盤の強化を図るために実施した平成15年2月14日第1回新株予約権ならびに平成15年5月16日第2回新株予約権および平成16年3月30日第3回新株予約権、平成17年10月1日第5回新株予約権はその全ての権利行使を終えました。</p> <p>また、平成17年6月16日第4回新株予約権ならびに平成17年11月8日第6回新株予約権の払い込みが完了し、第4回新株予約権は既に50%強が行使された結果、資本の充実が講じられ、絵画事業、ホットヨガ事業とも、当社の基幹事業として確立しております。また、当第3四半期から事業開始する不動産事業も当社の基幹事業とすべく具体的な経営計画を着実に実施しております。</p> <p>中間財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な疑義の影響を中間財務諸表には反映しておりません。</p>	<p>当社は、当会計年度において営業利益134百万円を計上することができましたが、営業活動によるキャッシュ・フロー面においては 1,685百万円となり、継続的に営業活動によるキャッシュ・フローのマイナスが続いております。これにより、当社は継続企業の前提に関する重要な疑義が存在しております。</p> <p>当社は当該状況を解消し、財務体質の改善を行うべく、前期(平成16年6月期)より中期3ヵ年計画を実施しております。当期はその第2年度にあたり、黒字達成の年度と位置づけております。この目標を達成するために、担当役員を選任し絵画事業、ホットヨガ事業等を含めた新規事業を推進しております。これらの事業は程度の差はあるものの、まずは順調に推移しております。特に絵画事業は新規取引先の開拓が堅調に推移し、当社の基幹事業として確立するに至っております。</p> <p>また、新規事業の資金調達及び財務の改善については、平成15年2月14日第1回新株予約権、平成15年5月16日第2回新株予約権及び平成16年3月30日第3回新株予約権はその全ての権利行使を終えたことにより、資本の充実が講じられ、再建のための具体的な経営計画を着実に実施しております。</p> <p>当該財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な疑義の影響を財務諸表には反映しておりません。</p>

中間財務諸表作成の基本となる重要な事項

前中間会計期間 (自 平成16年7月1日 至 平成16年12月31日)	当中間会計期間 (自 平成17年7月1日 至 平成17年12月31日)	前事業年度 (自 平成16年7月1日 至 平成17年6月30日)
<p>1 資産の評価基準及び評価方法</p> <p>(1) 有価証券 子会社株式 移動平均法による原価法 その他有価証券 時価のないもの 移動平均法による原価法</p> <p>(2) たな卸資産 商品...個別法による原価法</p>	<p>1 資産の評価基準及び評価方法</p> <p>(1) 有価証券 子会社株式 同左 その他有価証券 時価のないもの 同左</p> <p>(2) たな卸資産 同左</p>	<p>1 資産の評価基準及び評価方法</p> <p>(1) 有価証券 子会社株式 同左 その他有価証券 時価のないもの 同左</p> <p>(2) たな卸資産 同左</p>
<p>2 固定資産の減価償却の方法</p> <p>(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。 耐用年数は以下の年数を採用 しております。 建物及び構築物.....10～15年 工具、器具及び備品..... 5～6年</p> <p>(2) 無形固定資産 ソフトウェア(自社利用分) 社内における利用可能期間 (3～5年間)に基づく定額法 によっております。 営業権 契約期間(6年間)に基づく定 額法によっております。 コンテンツ使用許諾料 契約期間(20年間)に基づく定 額法によっております。</p> <p>(3) 長期前払費用 契約期間(2年間)に基 づく定額法によっておりま す。</p>	<p>2 固定資産の減価償却の方法</p> <p>(1) 有形固定資産 同左</p> <p>建物及び構築物.....10～15年 工具、器具及び備品..... 5～6年 車両及び運搬具.....3年</p> <p>(2) 無形固定資産 ソフトウェア(自社利用分) 社内における利用可能期間 (5年間)に基づく定額法によ っております。 営業権 同左</p> <p>コンテンツ使用許諾料 同左</p> <p>(3) 長期前払費用 社内における利用可能期間 (5年間)に基づく定額法によ っております。</p>	<p>2 固定資産の減価償却の方法</p> <p>(1) 有形固定資産 同左</p> <p>建物及び構築物.....15年 工具、器具及び備品..... 5～6年 車両及び運搬具.....5年</p> <p>(2) 無形固定資産 ソフトウェア(自社利用分) 同左</p> <p>営業権 同左</p> <p>コンテンツ使用許諾料 同左</p> <p>(3) 長期前払費用 社内における利用可能期間 (2～5年間)に基づく定額法 によっております。</p>
<p>3 外貨建の資産又は負債の本邦通 貨への換算基準 外貨建金銭債権債務は、中間 決算日の直物為替相場により換 算し、換算差額は営業外損益と して処理しております。</p>	<p>3 外貨建の資産又は負債の本邦通 貨への換算基準 同左</p>	<p>3 外貨建の資産又は負債の本邦通 貨への換算基準 外貨建金銭債権債務は、期末 日の直物為替相場により換算 し、換算差額は営業外損益とし て処理しております。</p>
<p>4 引当金の計上基準</p> <p>(1) 貸倒引当金 一般債権については貸倒実 績率により、貸倒懸念債権等 特定の債権については、個別 に回収可能性を勘案し、回収 不能見込額を計上しておりま す。</p>	<p>4 引当金の計上基準</p> <p>(1) 貸倒引当金 同左</p>	<p>4 引当金の計上基準</p> <p>(1) 貸倒引当金 同左</p>

前中間会計期間 (自 平成16年7月1日 至 平成16年12月31日)	当中間会計期間 (自 平成17年7月1日 至 平成17年12月31日)	前事業年度 (自 平成16年7月1日 至 平成17年6月30日)
<p>5 リース取引の処理方法 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p>	<p>5 リース取引の処理方法</p>	<p>5 リース取引の処理方法 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p>
<p>6 その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。</p>	<p>6 その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項 消費税等の会計処理 同左</p>	<p>6 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項 消費税等の会計処理 同左</p>

会計処理の変更

前中間会計期間 (自 平成16年7月1日 至 平成16年12月31日)	当中間会計期間 (自 平成17年7月1日 至 平成17年12月31日)	前事業年度 (自 平成16年7月1日 至 平成17年6月30日)
	<p>(固定資産の減損に係る会計基準) 固定資産の減損に係る会計基準 (「固定資産の減損に係る会計基準 の設定に関する意見書」(企業会計 審議会 平成14年8月9日))及び 「固定資産の減損に係る会計基準の 適用指針」(企業会計基準委員会 平成15年10月31日 企業会計基準適 用指針第6号)が平成17年4月1日 以降開始する事業年度に係る財務諸 表から適用されることになったこと に伴い、当中間会計期間から同会計 基準及び適用指針によっておりま す。</p> <p>これにより、税引前中間純損失が 181,606千円増加しております。な お、減損損失累計額については、改 正後の中間財務諸表等規則に基づ き、当該各資産の金額から直接控除 しております。</p>	

表示方法の変更

前中間会計期間 (自 平成16年7月1日 至 平成16年12月31日)	当中間会計期間 (自 平成17年7月1日 至 平成17年12月31日)	前事業年度 (自 平成16年7月1日 至 平成17年6月30日)
<p>(中間貸借対照表関係) 前中間会計期間において流動資産 の「その他」に含めて表示してお りました「短期貸付金」(前中間会計 期間44,439千円)については、資産 総額の100分の5超となったため、 当中間会計期間より区分掲記してお ります。</p>	<p>(中間貸借対照表関係) 前中間会計期間において流動資産 の「その他」に表示しておりました 「未収入金」(前中間会計期間 3,646千円)については、資産総額 の100分の5超となったため、当中 間会計期間より区分掲記しておりま す。</p>	

追加情報

<p>前中間会計期間 (自 平成16年7月1日 至 平成16年12月31日)</p>	<p>当中間会計期間 (自 平成17年7月1日 至 平成17年12月31日)</p>	<p>前事業年度 (自 平成16年7月1日 至 平成17年6月30日)</p>
<p>「地方税法等の一部を改正する法律」(平成15年法律第9号)が平成15年3月31日に公布され、平成16年4月1日以降に開始する事業年度より外形標準課税制度が導入されたことに伴い、当中間連結会計期間から「法人事業税における外形標準課税部分の損益計算書上の表示についての実務上の取扱い」(平成16年2月13日 企業会計基準委員会 実務対応報告第12号)に従い法人事業税の付加価値割及び資本割については、販売費及び一般管理費に計上しております。</p> <p>この結果、販売費及び一般管理費が11,140千円増加し、営業利益、経常利益及び税金等調整前中間純利益が、11,140千円減少しております。</p>		<p>(手形訴訟の経過に関して)</p> <p>1. 経過報告</p> <p>当社は、下記2以下の通り又来渉氏、榊原三郎氏、漢和貿易株式会社より、所持する約束手形に当社の旧商号である「株式会社リキッドオーディオジャパン代表取締役黒木正博」の裏書があることから、3件合計で2億5,000万円の支払いを求める手形訴訟を提起され、後にいずれも通常訴訟手続きに移行して審理されてきました。その後平成16年3月29日に、上記3件につき、東京地方裁判所から原告全員の請求を棄却するとの判決が言い渡され、平成16年10月6日に、東京高等裁判所は各控訴を棄却し、平成16年10月29日までに榊原三郎氏、漢和貿易株式会社の2件については上告が無く、当社の全面勝訴判決が確定し、又来渉氏については最高裁判所への上告提起が為されましたが、平成17年2月28日、最高裁判所より平成17年2月25日付で上告棄却及び上告受理申立に対して不受理とする各決定がなされたとの通知があり、又来氏の裁判についても当社全面勝訴判決が確定しました。</p> <p>2. 訴訟の原因及び提起に至った経緯</p> <p>(1)原告 又来渉氏</p> <p>平成13年1月31日に株式会社スーパーファクトリー(代表取締役 黒木正博)が振り出した約束手形1億円につき、「株式会社リキッドオーディオジャパン代表取締役社長黒木正博」の記載が裏書人欄にあり、平成15年3月3日の満期に所持人(又来渉氏)が支払呈示したものの不渡りとなったことから、当社に対して裏書人としての責任を求めるため訴訟となったものです。</p>

前中間会計期間 (自 平成16年7月1日 至 平成16年12月31日)	当中間会計期間 (自 平成17年7月1日 至 平成17年12月31日)	前事業年度 (自 平成16年7月1日 至 平成17年6月30日)
		<p>(2)原告 榊原三郎氏 平成11年6月27日に株式会社インターネット・コミュニケーションズ(代表取締役 大神田正文)が振り出した約束手形1億円につき、「株式会社リキッドオーディオジャパン代表取締役社長 黒木正博」の記載が裏書人欄にあり、平成15年2月20日の満期に所持人(榊原三郎氏)が支払呈示したものの不渡りとなったことから、当社に対して裏書人としての責任を求めるため訴訟となったものです。</p> <p>(3)原告 漢和貿易株式会社 平成11年6月28日に株式会社スーパーファクトリー(代表取締役 黒木正博)が振り出した約束手形5,000万円につき、「株式会社リキッドオーディオジャパン代表取締役 黒木正博」の記載が裏書人欄にあり、平成15年3月28日の満期に所持人(漢和貿易株式会社)が支払呈示したものの不渡りとなったことから、当社に対して裏書人としての責任を求めるため訴訟となったものです。</p> <p>3. 訴訟を提起した者</p> <p>(1)原告 又来 渉氏 名称 又来 渉 所在地 東京都港区六本木4丁目1番16号 - 308号</p> <p>(2)原告 榊原三郎氏 名称 榊原三郎 所在地 横浜市中区山手町24番地</p> <p>(3)原告 漢和貿易株式会社 名称 漢和貿易株式会社 所在地 東京都渋谷区富ヶ谷1丁目35番22号</p>

前中間会計期間 (自 平成16年 7月 1日 至 平成16年12月31日)	当中間会計期間 (自 平成17年 7月 1日 至 平成17年12月31日)	前事業年度 (自 平成16年 7月 1日 至 平成17年 6月30日)
		<p>4. 訴訟の内容及び請求額</p> <p>(1)原告 又来 渉氏 訴訟の内容 約束手形金請求事件 請求金額 金100,000,000円</p> <p>(2)原告 榊原三郎氏 訴訟の内容 約束手形金請求事件 請求金額 金100,000,000円</p> <p>(3)原告 漢和貿易株式会社 訴訟の内容 約束手形金請求事件 請求金額 金50,000,000円</p> <p>(手形訴訟の経過について)</p> <p>1. 経過報告 当社は、下記 2 以下の通り門脇豊明氏から、同氏が所持する額面金 2 億 5,000 万円の約束手形に当社の旧商号である「株式会社リキッドオーディオジャパン代表取締役黒木正博」の裏書があることから、平成 16 年 9 月 27 日に 2 億 5,000 万円の支払いを求める手形訴訟を提起され、平成 16 年 11 月 5 日にその手形訴訟の口頭弁論が東京地方裁判所にてありました。</p> <p>当社は、上記裏書きが偽造であることを示す客観的証拠があることから、上記裏書きは偽造であるとの主張・証拠を提出し、その結果、通常訴訟手続きに移行し、上記裁判は審理されることになりました。</p> <p>2. 訴訟の原因及び提起に至った経緯 平成 11 年 9 月 29 日に株式会社スーパーファクトリー（代表取締役 黒木正博）が振り出した約束手形 2 億 5,000 万円につき、「株式会社リキッドオーディオジャパン代表取締役黒木正博」の記載が裏書人欄にあり、平成 16 年 8 月 12 日の満期に所持人が取り立てたところ、不渡りとなった為、当社にその支払いを求めたものであります。</p>

前中間会計期間 (自 平成16年 7月 1日 至 平成16年12月31日)	当中間会計期間 (自 平成17年 7月 1日 至 平成17年12月31日)	前事業年度 (自 平成16年 7月 1日 至 平成17年 6月30日)
		<p>3. 訴訟を提起した者</p> <p>(1)名称 門脇建設株式会社 代表取締役 門脇豊明</p> <p>(2)所在地 八王子市散田町五丁目30番10号</p> <p>4. 訴訟の内容及び請求額</p> <p>(1)訴訟の内容 約束手形金請求事件</p> <p>(2)請求金額 金250,000,000円</p> <p>5. 今後の見通し</p> <p>当社の裏書きについては、平成16年10月6日に東京高等裁判所にて判決が出、当社が1件を除き全面勝訴した件と同一の疑いがあるため、引き続き裁判で争う予定であります。</p> <p>(訴訟の提起の発生)</p> <p>(1)原告の訴状に記載された訴訟の原因及び提起に至った経緯</p> <p>原告は、平成13年9月12日に、株式会社リキッドオーディオ・ジャパン(当時の当社の商号)が同年9月27日に発行した第2回2006年満期ユーロ円建転換社債(以下「本件社債」という。)の株式購入代金(2,000株分)として金1億円を訴外株式会社スーパーステージに振込送金する方法で被告(当社)に支払ったが、本件社債が株式に転換されたにもかかわらず、株式2,000株を引き渡さず、株式代金も返還しないので、当社にその支払いを求めるものであります。</p> <p>(2)訴訟を提起した者(原告)</p> <p>氏名 又来 涉 住所 東京都港区六本木4丁目1番16-308号</p> <p>(3)訴訟の内容及び請求額</p> <p>訴訟の内容 株式代金返還請求事件</p> <p>請求金額 金100,000,000円及びこれに対する平成14年11月1日から支払済みまで年6分の割合による遅延損害金。</p>

前中間会計期間 (自 平成16年 7月 1日 至 平成16年12月31日)	当中間会計期間 (自 平成17年 7月 1日 至 平成17年12月31日)	前事業年度 (自 平成16年 7月 1日 至 平成17年 6月30日)
		<p>(4)今後の見通し</p> <p>当社には、原告との間で上記1記載の株式取引を行った事実及び上記代金を受け取った事実はなく、事実関係を含め全面的に法廷で争う予定であります。</p> <p>(外形標準課税制度の導入について)</p> <p>「地方税法等の一部を改正する法律」(平成15年法律第9号)が平成15年3月31日に公布され、平成16年4月1日以降に開始する事業年度より外形標準課税制度が導入されたことに伴い、当連結会計年度から「法人事業税における外形標準課税部分の損益計算書上の表示についての実務上の取扱い」(平成16年2月13日企業会計基準委員会 実務対応報告第12号)に従い法人事業税の付加価値割及び資本割については、販売費及び一般管理費に計上しております。</p> <p>この結果、販売費及び一般管理費が25,000千円増加し、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益が、25,000千円減少しております。</p>

注記事項

(中間貸借対照表関係)

前中間会計期間末 (平成16年12月31日)	当中間会計期間末 (平成17年12月31日)	前事業年度末 (平成17年6月30日)
1 有形固定資産の 減価償却累計額 29,516千円	1 有形固定資産の 減価償却累計額 51,432千円	1 有形固定資産の 減価償却累計額 36,616千円
2 消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費 税等は相殺の上、流動資産の その他に含めて表示しており ます。	2 消費税等の取扱い 同左	2 消費税等の取扱い

(中間損益計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成16年7月1日 至 平成16年12月31日)	当中間会計期間 (自 平成17年7月1日 至 平成17年12月31日)	前事業年度 (自 平成16年7月1日 至 平成17年6月30日)
1 営業外収益の主要項目 受取利息 790千円 貸倒引当金戻入益 1,289千円 雑収入 2,265千円	1 営業外収益の主要項目 受取利息 1,858千円 業務受託収入 1,800千円 雑収入 1,258千円	1 営業外収益の主要項目 受取利息 2,144千円 業務受託収入 2,700千円 雑収入 2,733千円
2 営業外費用の主要項目 為替差損 7,286千円	2 営業外費用の主要項目 保証金償却費 6,487千円 新株発行費 94,698千円 貸倒引当金繰入額 2,190千円	2 営業外費用の主要項目 為替差損 7,288千円 保証金償却費 5,197千円
3	3 固定資産売却益の内訳 建物及び構築物 8,945千円	3
4 特別損失の主要項目	4 特別損失の主要項目 棚卸資産評価損 10,649千円 減損損失 181,606千円 貸倒引当金繰入額 291,605千円 過年度クーポン券 戻入損 10,518千円	4 特別損失の主要項目
5 減価償却実施額 有形固定資産 2,431千円 無形固定資産 21,160千円	5 減価償却実施額 有形固定資産 16,903千円 無形固定資産 1,974千円	5 減価償却実施額 有形固定資産 9,384千円 無形固定資産 11,470千円

前中間会計期間 (自 平成16年7月1日 至 平成16年12月31日)	当中間会計期間 (自 平成17年7月1日 至 平成17年12月31日)	前事業年度 (自 平成16年7月1日 至 平成17年6月30日)																				
	<p>6 減損損失 当中間会計期間において当社は以下の資産について減損損失を計上しております。</p> <table border="1" data-bbox="512 383 903 757"> <thead> <tr> <th>場所</th> <th>用途</th> <th>種類</th> <th>金額(千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本社</td> <td>その他事業 (ドレッシ ーネット事 業)</td> <td>ソフトウ ェア</td> <td>28,733</td> </tr> <tr> <td>本社</td> <td>その他事業 (携帯電話 コンテンツ 事業)</td> <td>営業権</td> <td>36,943</td> </tr> <tr> <td>本社</td> <td>その他事業 (携帯電話 コンテンツ 事業)</td> <td>コンテン ツ使用許 諾料</td> <td>29,142</td> </tr> <tr> <td>本社</td> <td>遊休資産</td> <td>ソフトウ ェア</td> <td>86,786</td> </tr> </tbody> </table> <p>当社グループは、事業の種類別に 絵画事業、ホットヨガ事業、CD・ DVD販売事業、アミューズメント事 業及びその他事業にグルーピングし ております。 グルーピングの単位である各事業 において、その他事業のうちドレッ シーネット事業は、前事業年度まで の過去2年間赤字であり、当事業年 度も黒字化が達成できず、今後も黒 字化の見通しが立たなくなったた め、これらの事業に使用しているソ フトウェアの帳簿価額を回収可能価 額まで減額しております。また、携 帯電話コンテンツ事業は新規プロバ イダーの開拓に注力しているもの の、エムピオンアジア社との独占契 約の解除もあり当初予定のダウンロ ード件数の確保に時間を要するため 遊休資産の認定を行っております。 営業権、コンテンツ使用許諾料に ついて同様の処理をし、当該減少額 (181,606千円)を減損損失として特 別損失に計上しております。 当中間会計期間の減損損失の測定 に使用した回収可能価額は正味売却 可能価額及び使用価値であります。 正味売却可能価額については、売却 可能価額により算定しており、使用 価値については、将来のキャッシ ュ・フローを5%で割り引いて算定 しております。</p>	場所	用途	種類	金額(千円)	本社	その他事業 (ドレッシ ーネット事 業)	ソフトウ ェア	28,733	本社	その他事業 (携帯電話 コンテンツ 事業)	営業権	36,943	本社	その他事業 (携帯電話 コンテンツ 事業)	コンテン ツ使用許 諾料	29,142	本社	遊休資産	ソフトウ ェア	86,786	
場所	用途	種類	金額(千円)																			
本社	その他事業 (ドレッシ ーネット事 業)	ソフトウ ェア	28,733																			
本社	その他事業 (携帯電話 コンテンツ 事業)	営業権	36,943																			
本社	その他事業 (携帯電話 コンテンツ 事業)	コンテン ツ使用許 諾料	29,142																			
本社	遊休資産	ソフトウ ェア	86,786																			

(リース取引関係)

前中間会計期間 (自 平成16年7月1日 至 平成16年12月31日)	当中間会計期間 (自 平成17年7月1日 至 平成17年12月31日)	前事業年度 (自 平成16年7月1日 至 平成17年6月30日)																																						
<p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <p>リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額</p> <table border="1" data-bbox="87 499 483 763"> <thead> <tr> <th></th> <th>車両運搬具 (千円)</th> <th>工具器具及び備品 (千円)</th> <th>ソフトウェア (千円)</th> <th>合計 (千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取得価額相当額</td> <td>7,361</td> <td>1,622</td> <td>52,000</td> <td>60,983</td> </tr> <tr> <td>減価償却累計額相当額</td> <td>7,018</td> <td>1,622</td> <td>49,771</td> <td>58,412</td> </tr> <tr> <td>中間期末残高相当額</td> <td>342</td> <td>0</td> <td>2,228</td> <td>2,571</td> </tr> </tbody> </table> <p>未経過リース料中間期末残高相当額</p> <table border="1" data-bbox="113 842 483 943"> <tbody> <tr> <td>1年以内</td> <td>2,809千円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>0 "</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>2,809千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額</p> <table border="1" data-bbox="138 1016 483 1120"> <tbody> <tr> <td>支払リース料</td> <td>10,684千円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>9,620千円</td> </tr> <tr> <td>支払利息相当額</td> <td>150千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法</p> <p>減価償却費相当額の算定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リース期間を耐用年数とし、残存価格を零とする定額法によっております。 <p>利息相当額の算定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リース料総額とリース物件の取得原価相当額の差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。 		車両運搬具 (千円)	工具器具及び備品 (千円)	ソフトウェア (千円)	合計 (千円)	取得価額相当額	7,361	1,622	52,000	60,983	減価償却累計額相当額	7,018	1,622	49,771	58,412	中間期末残高相当額	342	0	2,228	2,571	1年以内	2,809千円	1年超	0 "	合計	2,809千円	支払リース料	10,684千円	減価償却費相当額	9,620千円	支払利息相当額	150千円		<p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <p>リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額</p> <p>リース期間が満了したため該当事項はありません。</p> <p>未経過リース料期末残高相当額</p> <p>リース期間が満了したため該当事項はありません。</p> <p>支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額</p> <table border="1" data-bbox="959 1016 1324 1120"> <tbody> <tr> <td>支払リース料</td> <td>12,394千円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>11,163 "</td> </tr> <tr> <td>支払利息相当額</td> <td>150 "</td> </tr> </tbody> </table> <p>減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法</p> <p>減価償却費相当額の算定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リース期間を耐用年数とし、残存価格を零とする定額法によっております。 <p>利息相当額の算定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リース料総額とリース物件の取得原価相当額の差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。 	支払リース料	12,394千円	減価償却費相当額	11,163 "	支払利息相当額	150 "
	車両運搬具 (千円)	工具器具及び備品 (千円)	ソフトウェア (千円)	合計 (千円)																																				
取得価額相当額	7,361	1,622	52,000	60,983																																				
減価償却累計額相当額	7,018	1,622	49,771	58,412																																				
中間期末残高相当額	342	0	2,228	2,571																																				
1年以内	2,809千円																																							
1年超	0 "																																							
合計	2,809千円																																							
支払リース料	10,684千円																																							
減価償却費相当額	9,620千円																																							
支払利息相当額	150千円																																							
支払リース料	12,394千円																																							
減価償却費相当額	11,163 "																																							
支払利息相当額	150 "																																							

(有価証券関係)

前中間会計期間(平成16年12月31日現在)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの
該当事項はありません。

当中間会計期間(平成17年12月31日現在)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの
該当事項はありません。

前事業年度(平成17年6月30日現在)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの
該当事項はありません。

(1株当たり情報)

前中間会計期間 (自 平成16年7月1日 至 平成16年12月31日)		当中間会計期間 (自 平成17年7月1日 至 平成17年12月31日)		前事業年度 (自 平成16年7月1日 至 平成17年6月30日)								
1株当たり純資産額	4円78銭	1株当たり純資産額	47円69銭	1株当たり純資産額	5円23銭							
1株当たり中間純利益	0円11銭	1株当たり中間純損失	9円00銭	1株当たり当期純利益	0円19銭							
潜在株式調整後1株 当たり中間純利益	0円10銭	<p>なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、1株当たり中間純損失のため記載しておりません。</p> <p>平成17年5月27日開催の臨時株主総会決議により、平成17年7月1日をもって当社普通株式10株を1株に併合いたしました。同時に1単元の株式数を1,000株より100株に変更いたしました。</p> <p>当該株式併合が前事業年度の期首に行われたと仮定した場合の前中間会計期間における1株当たり情報及び前事業年度の期首に行われたと仮定した場合の前事業年度における1株当たり情報は、それぞれ以下の通りとなります。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>前中間会計期間</th> <th>前事業年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1株当たり純資産額 47円88銭</td> <td>1株当たり純資産額 52円34銭</td> </tr> <tr> <td>1株当たり中間純利益 1円18銭</td> <td>1株当たり当期純利益 1円91銭</td> </tr> <tr> <td>潜在株式調整後1株 当たり中間純利益 1円09銭</td> <td>潜在株式調整後1株 当たり当期純利益 1円70銭</td> </tr> </tbody> </table>	前中間会計期間	前事業年度	1株当たり純資産額 47円88銭	1株当たり純資産額 52円34銭	1株当たり中間純利益 1円18銭	1株当たり当期純利益 1円91銭	潜在株式調整後1株 当たり中間純利益 1円09銭	潜在株式調整後1株 当たり当期純利益 1円70銭	潜在株式調整後1株 当たり当期純利益	0円17銭
前中間会計期間	前事業年度											
1株当たり純資産額 47円88銭	1株当たり純資産額 52円34銭											
1株当たり中間純利益 1円18銭	1株当たり当期純利益 1円91銭											
潜在株式調整後1株 当たり中間純利益 1円09銭	潜在株式調整後1株 当たり当期純利益 1円70銭											

(注) 1株当たり中間(当期)純利益金額又は中間純損失額及び潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額の算定上の基礎

	前中間会計期間 (自 平成16年7月1日 至 平成16年12月31日)	当中間会計期間 (自 平成17年7月1日 至 平成17年12月31日)	前事業年度 (自 平成16年7月1日 至 平成17年6月30日)
1株当たり中間(当期)純利益 又は中間純損失			
中間(当期)純利益又は 中間純損失()(千円)	74,278	919,945	126,948
普通株主に帰属しない金額(千円)			
普通株式に係る中間(当期)純利益 又は中間純損失()(千円)	74,278	919,945	126,948
普通株式の期中平均株式数(株)	630,505,521	102,206,258	664,538,041
潜在株式調整後1株当たり中間 (当期)純利益			
中間(当期)純利益調整額(千円)			
普通株式増加数(株)	49,500,000		80,264,901
(うち新株予約権)	(49,500,000)	()	(80,264,901)
希薄化効果を有しないため、潜 在株式調整後1株当たり中間(当 期)純利益の算定に含めなかった 潜在株式の概要		<p>新株予約権 株主総会の特別決議日 平成14年11月28日 (ストックオプション としての新株予約権 の数13,960個) 臨時株主総会の決議日 平成17年5月27日 (第4回新株予約権の 数550,000個) 取締役会の決議日 平成17年10月21日 (第6回新株予約権の 数30,000個)</p>	

(重要な後発事象)

前中間会計期間 (自 平成16年 7月 1日 至 平成16年12月31日)	当中間会計期間 (自 平成17年 7月 1日 至 平成17年12月31日)	前事業年度 (自 平成16年 7月 1日 至 平成17年 6月30日)								
<p>手形訴訟の経過に関して</p> <p>1. 経過報告</p> <p>当社は、下記2以下の通り又来渉氏、榊原三郎氏、漢和貿易株式会社より、所持する約束手形に当社の旧商号である「株式会社リキッドオーディオジャパン代表取締役黒木正博」の裏書があることから、3件合計で2億5,000万円の支払いを求める手形訴訟を提起され、後にいずれも通常訴訟手続きに移行して審理されていきました。その後平成16年3月29日に、上記3件につき、東京地方裁判所から原告全員の請求を棄却するとの判決が言い渡され、平成16年10月6日に、東京高等裁判所は各控訴を棄却し、平成16年10月29日までに榊原三郎氏、漢和貿易株式会社の2件については上告が無く、当社の全面勝訴判決が確定し、又来渉氏については最高裁判所への上告提起が為されましたが、平成17年2月28日、最高裁判所より平成17年2月25日付で上告棄却及び上告受理申立に対して不受理とする各決定がなされたとの通知があり、又来氏の裁判についても当社全面勝訴判決が確定しました。</p> <p>2. 訴訟の原因及び提起に至った経緯</p> <p>(1) 原告 又来 渉氏</p> <p>平成13年1月31日に株式会社スーパーファクトリー（代表取締役 黒木正博）が振り出した約束手形1億円につき、「株式会社リキッドオーディオジャパン代表取締役社長黒木正博」の記載が裏書人欄にあり、平成15年3月3日の満期に所持人（又来 渉氏）が支払呈示したものの不渡りとなったことから、当社に対して裏書人としての責任を求めるため訴訟となったものです。</p>	<p>1. 子会社設立について</p> <p>平成18年1月25日開催の取締役会において、子会社を設立することを決議いたしました。</p> <p>(1) 設立の目的</p> <p>当社が運営展開しているホットヨガ事業に不可欠な水につき、新たに需要が高まっている水素水を製造することを目的とし、100%出資の子会社を設立するものです。当該子会社は、過飽和状態の高濃度の水素を中性で長期間溶存できる特許技術を持つ企業と技術提携し、パブリック方式では為し得ないハイレベルで安全かつ高性能な水素水を製造いたします。当社は、当該子会社が製造した水素水を仕入れ、ホットヨガ事業ならびに他の販路へ販売して売上といたします。</p> <p>(2) 子会社の概要</p> <p>商 号：エヌディーアクア株式会社</p> <p>所在地：東京都新宿区新宿2-8-6 アクシビル3階</p> <p>設立時期：平成18年2月</p> <p>資本金：5,000万円</p> <p>株 主：ニューディール株式会社(100%)</p> <p>代表者：代表取締役社長 押見 敏哉 (当社取締役副社長)</p> <p>事業内容：水素水を含む飲料水の製造ならびに販売</p> <p>従業員数：3名</p> <p>決算期：6月30日</p> <p>2. 子会社の設立について</p> <p>平成18年1月25日開催の取締役会において、子会社を設立することを決議いたしました。</p> <p>(1) 設立の目的</p> <p>需要の高まりを見せる中国大都市現代絵画市場に対して販路を拡張することを目的とし、100%出資の子会社を設立するものです。</p>	<p>1. 株式併合及び1単元の株式数の変更について</p> <p>将来における普通株式の発行済株式数の適正化を図ることを目的として、平成17年5月27日開催の臨時株主総会決議により、平成17年7月1日をもって当社普通株式10株を1株に併合いたしました。同時に1単元の株式数を1,000株より100株に変更いたしました。</p> <p>当該株式併合が前期首に行われたと仮定した場合の前事業年度における1株当たり情報及び当期首に行われたと仮定した場合の当事業年度における1株当たり情報は、それぞれ以下の通りとなります。</p> <table border="1" data-bbox="930 813 1323 1167"> <thead> <tr> <th>前事業年度</th> <th>当事業年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1株当たり純資産額 42円68銭</td> <td>1株当たり純資産額 52円34銭</td> </tr> <tr> <td>1株当たり当期純損失 21円44銭</td> <td>1株当たり当期純利益 1円91銭</td> </tr> <tr> <td>なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、1株当たり当期純損失のため記載しておりません。</td> <td>潜在株式調後1株当たり当期純利益 1円70銭</td> </tr> </tbody> </table> <p>2. 業務提携の解消について</p> <p>平成16年8月19日に締結いたしました株式会社ビジネスアイとの業務提携につきましては、平成17年8月18日に契約期間が満了となりましたので解消いたします。</p> <p>当初、株式会社ビジネスアイが製造販売する「養蜂堂」ブランドの健康食品につき、販売支援を行ってまいりましたが、当社独自の販売チャネルの獲得に難航した結果、事業採算性の観点から契約を解消するものです。</p>	前事業年度	当事業年度	1株当たり純資産額 42円68銭	1株当たり純資産額 52円34銭	1株当たり当期純損失 21円44銭	1株当たり当期純利益 1円91銭	なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、1株当たり当期純損失のため記載しておりません。	潜在株式調後1株当たり当期純利益 1円70銭
前事業年度	当事業年度									
1株当たり純資産額 42円68銭	1株当たり純資産額 52円34銭									
1株当たり当期純損失 21円44銭	1株当たり当期純利益 1円91銭									
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、1株当たり当期純損失のため記載しておりません。	潜在株式調後1株当たり当期純利益 1円70銭									

<p>前中間会計期間 (自 平成16年 7月 1日 至 平成16年12月31日)</p>	<p>当中間会計期間 (自 平成17年 7月 1日 至 平成17年12月31日)</p>	<p>前事業年度 (自 平成16年 7月 1日 至 平成17年 6月30日)</p>
<p>(2) 原告 榊原三郎氏 平成11年 6月27日に株式会社インターネット・コミュニケーションズ(代表取締役 大神田正文)が振り出した約束手形1億円につき、「株式会社リキッドオーディオジャパン代表取締役社長 黒木正博」の記載が裏書人欄にあり、平成15年 2月20日の満期に所持人(榊原三郎氏)が支払呈示したものの不渡りとなったことから、当社に対して裏書人としての責任を求めため訴訟となったものです。</p> <p>(3) 原告 漢和貿易株式会社 平成11年 6月28日に株式会社スーパーファクトリー(代表取締役 黒木正博)が振り出した約束手形5,000万円につき、「株式会社リキッドオーディオジャパン代表取締役 黒木正博」の記載が裏書人欄にあり、平成15年 3月28日の満期に所持人(漢和貿易株式会社)が支払呈示したものの不渡りとなったことから、当社に対して裏書人としての責任を求めため訴訟となったものです。</p> <p>3. 訴訟を提起した者</p> <p>(1) 原告 又来 渉氏 名称 又来 渉 所在地 東京都港区六本木 4丁目 1番16号 - 308号</p> <p>(2) 原告 榊原三郎氏 名称 榊原三郎 所在地 横浜市中区山手町24番地</p> <p>(3) 原告 漢和貿易株式会社 名称 漢和貿易株式会社 所在地 東京都渋谷区富ヶ谷 1丁目35番22号</p>	<p>当該子会社は、まずは上海を拠点として第一号店舗「上海茂名画廊」を本年 4月にオープンさせ、中国の富裕層をターゲットに、シャガールやルノアールなど有名絵画を中心に販売。優良な顧客獲得と継続的な販売を見込みます。昨年の北京における現代絵画市場は年間約56億円規模となっており、北京のみならず上海、香港など富裕層の多い都市を中心に現代絵画の需要が高まっています。今後は北京にも進出し、店舗拡張する予定です。当社は当該子会社に対して当社の仕入れた絵画を納入し、売上といたします。</p> <p>(2) 子会社の概要</p> <p>商 号: 上海如德利貿易有限公司 所在地: 中華人民共和国上海市戸湾区茂名南路165号乙 設立時期: 平成18年 2月 資 本 金: 300万人民币(日本円約4,500万円) 株 主: ニューディール株式会社(100%) 代 表 者: 代表取締役社長 山本 忠之 事業内容: 絵画の販売、卸、輸入、輸出業務、版画の制作業務、絵画店舗運営業務 従業員数: 3名 決 算 期: 6月30日</p>	<p>3. 第三者割当による新株予約権発行に関して 平成17年 9月13日開催の取締役会において、下記の通り「株主以外の者に対し第 5 回新株予約権を発行する件」を決議いたしました。</p> <p>(1) 新株予約権を発行する理由 将来の新株予約権行使により調達した資金を用い、当社子会社であります株式会社エヌディーサービスの事業基盤を確立し、事業拡大を図ることを目的とし、特定の第三者に対して新株予約権を発行しようとするものであります。</p> <p>(2) 新株予約権の発行要領</p> <p>1) 新株予約権の名称 ニューディール株式会社第 5 回新株予約権</p> <p>2) 新株予約権の目的たる株式の種類及び数 株式の種類及び数 当社普通株式12,000,000株(新株予約権 1 個につき1,000株) 株式の数の調整 当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合には、各新株予約権の目的たる株式の数は次の算式により調整されるものとし、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てます。 調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率</p> <p>3) 発行する新株予約権の総数 12,000個</p> <p>4) 新株予約権の発行価額 100円(1株あたり0.1円)</p> <p>5) 新株予約権の発行価額の総額 1,200,000円</p> <p>6) 募集方法 特定の第三者に割り当てます。</p>

前中間会計期間 (自 平成16年 7月 1日 至 平成16年12月31日)	当中間会計期間 (自 平成17年 7月 1日 至 平成17年12月31日)	前事業年度 (自 平成16年 7月 1日 至 平成17年 6月30日)
<p>4. 訴訟の内容及び請求額</p> <p>(1)原告 又来 渉氏 訴訟の内容 約束手形金請求事件 請求金額 金100,000,000円</p> <p>(2)原告 榊原三郎氏 訴訟の内容 約束手形金請求事件 請求金額 金100,000,000円</p> <p>(3)原告 漢和貿易株式会社 訴訟の内容 約束手形金請求事件 請求金額 金50,000,000円</p>	<p>3.業務提携及び業務提携解除について</p> <p>平成18年 2月23日開催の取締役会において、当社の風力発電事業につき、株式会社ルキナとの業務提携契約を解除し、日本再生エネルギー株式会社と新たに業務提携契約を締結することを決議いたしました。</p> <p>(1)業務提携解除及び業務提携の理由</p> <p>当社は株式会社ルキナと共に風力発電事業を進めてまいりましたが、ルキナ社製の風力発電設備よりも日本再生エネルギー社製の設備の方が効率も良く、かつ安価に仕上げられるという特徴を持っており、ルキナ社との開発と平行して日本再生エネルギー社にも開発を委託しておりました。このたび、ルキナ社との契約について解約合意に至ったため、ルキナ社との契約は終了。新たに日本再生エネルギー社と契約締結することにしたものです。なお、日本再生エネルギー社は、既に風力発電設備の試作品の完成にこぎつけております。</p> <p>(2)業務提携の内容</p> <p>当社は風力発電設備の主要な部品を調達し、日本再生エネルギー社へ納入。また、日本再生エネルギー社が製造した風力発電設備を当社が開拓した販路に向けて販売いたします。</p> <p>(3)日本再生エネルギー株式会社の概要</p> <p>名称 日本再生エネルギー株式会社</p> <p>主な事業内容 風力発電設備の開発・製造</p> <p>設立年月日 平成 5年 7月 2日</p> <p>本店所在地 東京都千代田区麹町 2 - 10 - 3</p> <p>代表者 高尾 昭典</p>	<p>7)新株予約権の割当を受ける者及び割り当てる新株予約権の数 割当先 (住所)東京都千代田区紀尾井町4番1号ニューオータニ新紀尾井町ビル3階 (社名)紀尾井町T2OM再生事業投資事業組合 (代表者)田谷 廣明 (事業内容)投資業 割り当てる新株予約権の数 12,000個</p> <p>8)新株予約権の申込期間 平成17年10月1日</p> <p>9)新株予約権の払込期日及び発行日 平成17年10月1日</p> <p>10)各新株予約権の行使に際して払込を為すべき額(以下「行使価額」という)</p> <p>行使価額 1個につき83,000円 (1株につき83円) 行使価額の調整</p> <p>行使価額は、当社が時価を下回る払込金額で新株式を発行する場合は、次の算式により調整されます。尚、次の算式において「既発行株式数」には、当社が自己株式として保有する当社普通株式の数は含まないものとし、当社が時価を下回る払込金額で新株式を発行し、又は自己株式を処分する場合には、「新発行株式数」には当該発行又は処分される株式数を含むものとします。但し、円位未満小数は切り捨てます。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$

前中間会計期間 (自 平成16年 7月 1日 至 平成16年12月31日)	当中間会計期間 (自 平成17年 7月 1日 至 平成17年12月31日)	前事業年度 (自 平成16年 7月 1日 至 平成17年 6月30日)																														
	<p>資本の額 12,730万円</p> <p>従業員数 7名</p> <p>大株主構成及び持株比率</p> <table border="1" data-bbox="564 412 903 719"> <thead> <tr> <th>株主名</th> <th>所有株式数 (株)</th> <th>シェア (%)</th> <th>事業者との関係</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高尾昭典</td> <td>431</td> <td>16.93</td> <td>代表取締役</td> </tr> <tr> <td>株ブレーション</td> <td>420</td> <td>16.50</td> <td>関連会社</td> </tr> <tr> <td>株泰光 E & C</td> <td>390</td> <td>15.32</td> <td>海外投資</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>1,241</td> <td>48.75</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>最近事業年度における業績の動向</p> <table border="1" data-bbox="564 779 903 949"> <thead> <tr> <th></th> <th>17年 2 月期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>売上高</td> <td>105百万円</td> </tr> <tr> <td>経常損失</td> <td>21百万円</td> </tr> <tr> <td>当期純損失</td> <td>22百万円</td> </tr> <tr> <td>総資産</td> <td>180百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>当社との関係 取引関係、人的関係ともにございませぬ。</p> <p>4. 訴訟の判決言い渡しについて (1) 経過報告 当社は、下記(2)以下の通り門脇建設株式会社 代表取締役 門脇豊明氏から、同社が所持する額面金 2 億5,000万円の約束手形に当社の旧商号である「株式会社リキッドオーディオジャパン代表取締役黒木正博」の裏書があることから、平成16年 9月 27日に 2 億5,000万円の支払いを求める手形訴訟を提起され、平成16年11月 5 日に通常訴訟手続に移行して審理されてきました。平成18年 3月 8日に東京地方裁判所から原告の請求を棄却するとの判決が言い渡され、当社全面勝訴となりました。</p>	株主名	所有株式数 (株)	シェア (%)	事業者との関係	高尾昭典	431	16.93	代表取締役	株ブレーション	420	16.50	関連会社	株泰光 E & C	390	15.32	海外投資	合計	1,241	48.75			17年 2 月期	売上高	105百万円	経常損失	21百万円	当期純損失	22百万円	総資産	180百万円	<p>尚、行使価額は、株式の分割または株式併合の場合、時価を下回る払い込み価額で自己株式を処分する場合、株式に転換できる証券を発行する場合、又は新株予約権若しくは新株予約権を付与された証券の発行が行われる場合にも当社が必要と認める調整を行います。</p> <p>11) 新株予約権の行使に際して払込を為すべき額の総額 996,000,000円</p> <p>12) 新株予約権の行使により発行する株式の発行価額 1個につき83,100円(1株につき83.1円)</p> <p>13) 新株予約権の行使により発行する株式の発行価額の総額 997,200,000円</p> <p>14) 新株予約権の発行価額及びその行使の際の払込金額の算定理由 現在の東京証券取引所マザーズ市場における当社の株価推移を総合的に勘案し、各新株予約権の発行価額は、上記4)のとおりとした。さらに、新株予約権の行使に際して払込をなすべき額については、平成17年 9月 1日から平成17年 9月 9日までの 7 営業日の東京証券取引所における当社普通株式の終値の平均 89.57143 円の 92.6635% の 1 株あたり83円とした。</p> <p>15) 新株予約権の行使により発行する株式の発行価額中資本に組み入れない額 新株予約権の行使により発行する株式の発行価額中、資本に組み入れない額は、当該発行価額より資本に組み入れる額を減じた額とします。資本に組み入れる額とは、当該発行価額に 0.5 を乗じた額とし、計算の結果 1 円未満の端数を生じる場合は、その端数を切り上げた額とします。</p>
株主名	所有株式数 (株)	シェア (%)	事業者との関係																													
高尾昭典	431	16.93	代表取締役																													
株ブレーション	420	16.50	関連会社																													
株泰光 E & C	390	15.32	海外投資																													
合計	1,241	48.75																														
	17年 2 月期																															
売上高	105百万円																															
経常損失	21百万円																															
当期純損失	22百万円																															
総資産	180百万円																															

前中間会計期間 (自 平成16年7月1日 至 平成16年12月31日)	当中間会計期間 (自 平成17年7月1日 至 平成17年12月31日)	前事業年度 (自 平成16年7月1日 至 平成17年6月30日)
	<p>(2) 訴訟の原因及び提起に至った経緯 平成11年9月29日に株式会社スーパーファクトリー（代表取締役 黒木正博）が振り出した約束手形2億5,000万円につき、「株式会社リキッドオーディオジャパン代表取締役 黒木正博」の記載が裏書人欄にあり、平成16年8月12日の満期に所持人が取り立てたところ、不渡りとなった為、当社にその支払いを求めたものであります。</p> <p>(3) 訴訟を提起した者 名称 門脇建設株式会社 代表取締役 門脇豊明 所在地 八王子市散田町五丁目30番10号</p> <p>(4) 訴訟の内容及び請求額 訴訟の内容 約束手形金請求事件 請求金額 金250,000,000円</p>	<p>16) 新株予約権の行使により発行された当社普通株式に対する利益配当等の計算 本新株予約権の行使により交付する株式に関する最初の利益配当金又は中間配当金（商法293条ノ5による金銭の分配）は、本新株予約権の行使が1月1日から6月30日までになされたときは1月1日に、7月1日から12月31日までになされたときは7月1日に、それぞれ行使があったものとみなして、これを支払います。</p> <p>17) 新株予約権の行使期間 平成17年10月2日より平成17年12月27日とします。</p> <p>18) 新株予約権の行使条件 各新株予約権の行使に当たっては、一部行使は出来ないものとします。</p> <p>19) 新株予約権の消却事由及び消却条件 当社が吸収合併による消滅並びに株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となることを、当社の株主総会で決議した場合、未行使の新株予約権の全部を無償にて消却することができます。</p> <p>20) 譲渡制限 本新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を受けなければこれをすることができないものとします。</p> <p>21) 新株予約権の行使請求受付場所 当社管理本部</p> <p>22) 新株予約権の行使に際して払込を取り扱う銀行及びその取扱の場所 株式会社三井住友銀行 新橋支店</p> <p>23) 新株予約権証券の発行 新株予約権証券は、新株予約権者の請求があるときに限り、当社はこれを発行します。</p> <p>24) 前記各号については、証券取引法に基づく届出の効力発生を条件とします。</p>

前中間会計期間 (自 平成16年 7月 1日 至 平成16年12月31日)	当中間会計期間 (自 平成17年 7月 1日 至 平成17年12月31日)	前事業年度 (自 平成16年 7月 1日 至 平成17年 6月30日)																						
		<p>(3)新株予約権発行の日程</p> <table border="1"> <tr> <td>平成17年 9月13日 (火)</td> <td>新株予約権発行決議</td> </tr> <tr> <td>平成17年 9月13日 (火)</td> <td>有価証券届出書提出</td> </tr> <tr> <td>平成17年 9月16日 (金)(予定)</td> <td>新株予約権発行に関する法定公告掲出日</td> </tr> <tr> <td>平成17年 9月21日 (水)(予定)</td> <td>有価証券届出書効力発生</td> </tr> <tr> <td>平成17年10月 1日 (土)(予定)</td> <td>新株予約権払込期日・新株予約権発行日</td> </tr> <tr> <td>平成17年10月 2日 (日)(予定)</td> <td>新株予約権行使開始日</td> </tr> </table> <p>(4)新株予約権行使後の発行済株式総数の推移</p> <table border="1"> <tr> <td>現在の発行済株式総数</td> <td>72,654,900株</td> </tr> <tr> <td>ストックオプション未行使分(発行日:平成15年11月27日)</td> <td>1,396,000株</td> </tr> <tr> <td>第4回新株予約権未行使分</td> <td>120,000,000株</td> </tr> <tr> <td>第5回新株予約権未行使分</td> <td>12,000,000株</td> </tr> <tr> <td>新株予約権行使後の発行済株式総数</td> <td>206,050,900株</td> </tr> </table> <p>(5)新株予約権発行の理由及び資金の用途</p> <ol style="list-style-type: none"> 1)新株予約権発行の理由 事業の構築・拡大 2)増資調達資金の用途 連結子会社(株式会社エヌディーサービス)事業の構築・拡大 	平成17年 9月13日 (火)	新株予約権発行決議	平成17年 9月13日 (火)	有価証券届出書提出	平成17年 9月16日 (金)(予定)	新株予約権発行に関する法定公告掲出日	平成17年 9月21日 (水)(予定)	有価証券届出書効力発生	平成17年10月 1日 (土)(予定)	新株予約権払込期日・新株予約権発行日	平成17年10月 2日 (日)(予定)	新株予約権行使開始日	現在の発行済株式総数	72,654,900株	ストックオプション未行使分(発行日:平成15年11月27日)	1,396,000株	第4回新株予約権未行使分	120,000,000株	第5回新株予約権未行使分	12,000,000株	新株予約権行使後の発行済株式総数	206,050,900株
平成17年 9月13日 (火)	新株予約権発行決議																							
平成17年 9月13日 (火)	有価証券届出書提出																							
平成17年 9月16日 (金)(予定)	新株予約権発行に関する法定公告掲出日																							
平成17年 9月21日 (水)(予定)	有価証券届出書効力発生																							
平成17年10月 1日 (土)(予定)	新株予約権払込期日・新株予約権発行日																							
平成17年10月 2日 (日)(予定)	新株予約権行使開始日																							
現在の発行済株式総数	72,654,900株																							
ストックオプション未行使分(発行日:平成15年11月27日)	1,396,000株																							
第4回新株予約権未行使分	120,000,000株																							
第5回新株予約権未行使分	12,000,000株																							
新株予約権行使後の発行済株式総数	206,050,900株																							

(2) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- | | | |
|-------------------------|---|---------------------------|
| (1) 有価証券報告書
及びその添付書類 | 事業年度 自 平成16年7月1日
(第7期) 至 平成17年6月30日 | 平成17年9月28日
関東財務局長に提出。 |
| (2) 臨時報告書 | 企業内容等の開示に関する内閣府令第19
条第2項第4号の規定に基づくもの(主要
株主の異動) | 平成17年7月15日
関東財務局長に提出。 |
| (3) 臨時報告書 | 企業内容等の開示に関する内閣府令第19
条第2項第4号の規定に基づくもの(主要
株主の異動) | 平成17年10月7日
関東財務局長に提出。 |
| (4) 臨時報告書 | 企業内容等の開示に関する内閣府令第19
条第2項第4号の規定に基づくもの(主要
株主の異動) | 平成17年10月14日
関東財務局長に提出。 |
| (5) 臨時報告書 | 企業内容等の開示に関する内閣府令第19
条第2項第9号の規定に基づくもの(代表
取締役の異動) | 平成17年11月30日
関東財務局長に提出。 |
| (6) 臨時報告書 | 企業内容等の開示に関する内閣府令第19
条第2項第4号の規定に基づくもの(主要
株主の異動) | 平成17年12月19日
関東財務局長に提出。 |
| (7) 臨時報告書 | 企業内容等の開示に関する内閣府令第19
条第2項第4号の規定に基づくもの(主要
株主の異動) | 平成17年12月22日
関東財務局長に提出。 |
| (8) 有価証券届出書
及びその添付書類 | 新株予約権の発行 | 平成17年9月13日
関東財務局長に提出。 |
| (9) 有価証券届出書
及びその添付書類 | 新株予約権の発行 | 平成17年10月21日
関東財務局長に提出。 |
| (10) 有価証券届出書
の訂正届出書 | 上記(8)に係わる訂正届出書であります。 | 平成17年9月28日
関東財務局長に提出。 |

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

平成17年 3月14日

ニューディール株式会社

取締役会 御中

アスカ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 田 中 大 丸

指定社員
業務執行社員 公認会計士 宮 川 慎 哉

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているニューディール株式会社の平成16年7月1日から平成17年6月30日までの連結会計年度の中間連結会計期間(平成16年7月1日から平成16年12月31日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結剰余金計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要なに応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、ニューディール株式会社及び連結子会社の平成16年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間(平成16年7月1日から平成16年12月31日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

追記情報

- (1) 継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は、当中間連結会計期間において、営業利益78百万円を計上することができたが、営業キャッシュ・フロー面においては、1,190百万円のマイナスとなり、前中間会計期間に引き続き、継続的に営業活動によるキャッシュ・フローのマイナスが続いている。当該状況により、継続企業の前提に関する重要な疑義が存在している。当該状況に対する経営計画等は当該注記に記載されている。中間連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な疑義の影響を反映していない。
- (2) 重要な後発事象に記載されているとおり、最高裁判所への上告提起が為された約束手形1億円の手形訴訟については、平成17年2月28日、最高裁判所より平成17年2月25日付で上告棄却及び上告受理申立に対して不受理とする各決定がなされたとの通知があり、本件についての会社全面勝訴判決が確定した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以 上

上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成18年3月11日

ニューディール株式会社

取締役会 御中

アスカ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 田 中 大 丸

指定社員
業務執行社員 公認会計士 宮 川 慎 哉

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているニューディール株式会社の平成17年7月1日から平成18年6月30日までの連結会計年度の中間連結会計期間(平成17年7月1日から平成17年12月31日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結剰余金計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、ニューディール株式会社及び連結子会社の平成17年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間(平成17年7月1日から平成17年12月31日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

追記情報

- 1) 継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は、当中間連結会計期間において367百万円の営業損失を計上しており、また、営業キャッシュ・フロー面においても前連結会計年度に引き続き当中間連結会計期間も3,861百万円となり、継続的にキャッシュ・フローのマイナスが続いている。当該状況により、継続企業の前提に関する重要な疑義が存在している。当該状況に対する経営計画等は当該注記に記載されている。中間連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な疑義の影響を中間連結財務諸表には反映していない。
- 2) 会計処理の変更に記載されているとおり、会社は、当中間連結会計期間から固定資産の減損に係る会計基準を適用しているため、当該会計基準により中間連結財務諸表を作成している。
- 3) 重要な後発事象に記載されているとおり、
 - (A) 平成18年1月25日開催の取締役会において、会社が運営展開しているホットヨガ事業に不可欠な水につき、新たに需要が高まっている水素水を製造することを目的とした100%出資の子会社を設立することを決議した。
 - (B) 平成18年1月25日開催の取締役会において、需要の高まりをみせる中国大都市現代絵画市場に対して販路を拡張することを目的とし、100%出資の子会社を設立することを決議した。
 - (C) 平成18年2月23日開催の取締役会において、会社の風力発電事業につき、株式会社ルキナとの業務提携契約を解除し、日本再生エネルギー株式会社と新たに業務提携契約を締結することを決議した。
 - (D) 平成16年9月27日に2億5,000万円の支払いを求める手形訴訟を提起され、平成16年11月5日に通常訴訟手続に移行して審理されていた訴訟案件は、平成18年3月8日に東京地方裁判所から原告の請求を棄却するとの判決が言い渡され、会社全面勝訴となった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成17年 3月14日

ニューディール株式会社

取締役会 御中

アスカ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 田 中 大 丸

指定社員
業務執行社員 公認会計士 宮 川 慎 哉

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているニューディール株式会社の平成16年7月1日から平成17年6月30日までの第7期事業年度の中間会計期間(平成16年7月1日から平成16年12月31日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表及び中間損益計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ニューディール株式会社の平成16年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間(平成16年7月1日から平成16年12月31日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

追記情報

- (1) 継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は、当中間会計期間において、営業利益78百万円を計上することができたが、営業キャッシュ・フロー面においては、1,190百万円のマイナスとなり、前中間会計期間に引き続き、継続的に営業活動によるキャッシュ・フローのマイナスが続いている。当該状況により、継続企業の前提に関する重要な疑義が存在している。当該状況に対する経営計画等は当該注記に記載されている。中間財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な疑義の影響を反映していない。
- (2) 重要な後発事象に記載されているとおり、最高裁判所への上告提起が為された約束手形1億円の手形訴訟については、平成17年2月28日、最高裁判所より平成17年2月25日付で上告棄却及び上告受理申立に対して不受理とする各決定がなされたとの通知があり、本件についての会社全面勝訴判決が確定した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成18年3月11日

ニューディール株式会社

取締役会 御中

アスカ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 田 中 大 丸

指定社員
業務執行社員 公認会計士 宮 川 慎 哉

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているニューディール株式会社の平成17年7月1日から平成18年6月30日までの第8期事業年度の中間会計期間(平成17年7月1日から平成17年12月31日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表及び中間損益計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ニューディール株式会社の平成17年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(平成17年7月1日から平成17年12月31日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

追記情報

- 1) 継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は、当中間会計期間において営業損失334百万円が発生しており、また、営業キャッシュ・フロー面においても当中間会計期間も3,452百万円となり、継続的にキャッシュ・フローのマイナスが続いている。当該状況により、会社は継続企業の前提に関する重要な疑義が存在している。当該状況に対する経営計画等は当該注記に記載されている。中間財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な疑義の影響を中間財務諸表には反映していない。
- 2) 会計処理の変更に記載されているとおり、会社は当中間会計期間から固定資産の減損に係る会計基準を適用しているため、当該会計基準により中間財務諸表を作成している。
- 3) 重要な後発事象に記載されているとおり、
 - (A) 平成18年1月25日開催の取締役会において、会社が運営展開しているホットヨガ事業に不可欠な水につき、新たに需要が高まっている水素水を製造することを目的とした100%出資の子会社を設立することを決議した。
 - (B) 平成18年1月25日開催の取締役会において、需要の高まりをみせる中国大都市現代絵画市場に対して販路を拡張することを目的とし、100%出資の子会社を設立することを決議した。
 - (C) 平成18年2月23日開催の取締役会において、会社の風力発電事業につき、株式会社ルキナとの業務提携契約を解除し、日本再生エネルギー株式会社と新たに業務提携契約を締結することを決議した。
 - (D) 平成16年9月27日に2億5,000万円の支払いを求める手形訴訟を提起され、平成16年11月5日に通常訴訟手続に移行して審理されていた訴訟案件は、平成18年3月8日に東京地方裁判所から原告の請求を棄却するとの判決が言い渡され、会社全面勝訴となった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。